

上天草市一般廃棄物処理基本計画

平成24年3月



《 目 次 》

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画の期間	2

第2章 一般廃棄物の現状と課題

第1節 ごみ処理の現状と課題	
1 ごみ排出の状況と課題	3
2 資源化の状況と課題	8
3 ごみ処理の状況と課題	10
4 市民等のごみに対する意識	16
第2節 生活排水処理の現状と課題	
1 生活排水処理の状況と課題	20

第3章 一般廃棄物の将来推計

第1節 ごみ処理に関する将来推計	
1 ごみ排出量の予測（排出抑制等の施策を実施しない場合）	28
2 ごみ処理量の予測（排出抑制等の施策を実施しない場合）	29
3 ごみ処理費用の予測（排出抑制等の施策を実施しない場合）	30
第2節 生活排水処理に関する将来推計	
1 生活排水処理形態別人口の予測	31
2 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測	32

第4章 基本計画

第1節 ごみ処理編	
1 基本方針	33
2 基本施策	33
3 数値目標	34
4 目標達成に向けた取組み	35
第2節 生活排水処理編	
1 基本方針	41
2 基本施策	41
3 数値目標	41
4 目標達成に向けた取組み	42
第3節 計画の推進と管理	
1 計画の推進体制	44
2 計画の進行管理	44

参考資料	45
------------	----

第 1 章 計画の基本的事項

第 1 節 計画策定の趣旨

これまでの廃棄物の処理は、廃棄物を適正に処理することで生活環境を保全し、公衆衛生の向上を図ることに主眼を置いてきました。しかしながら、近年の物質的な豊かさの追求による大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、自然の自浄能力や再生能力を超えた環境負荷を生み、身近な生活環境の悪化や地球規模での環境問題を引き起こしています。

上天草市においては、平成 23 年 3 月に策定した上天草市環境基本計画に基づき、私たち自らが生存する環境の保全について考え、ライフスタイルを環境の負荷の少ないものに転換して持続可能な社会とするため、市民、事業者及び市が協働して、資源の節約や有効活用などによる循環型社会の構築を目指していく必要があります。

本計画は、廃棄物の排出抑制及び適正な処理等の更なる推進を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき策定するものです。

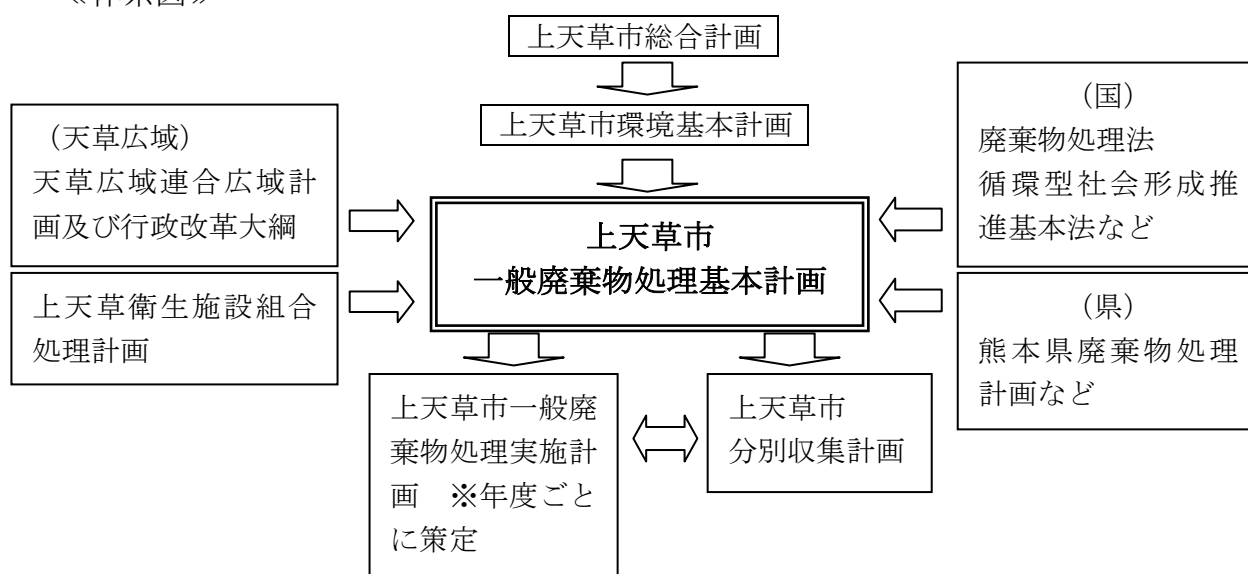
第 2 節 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定により策定されるものであり、各種関係法令等との整合性を図り、上天草市における一般廃棄物処理の方向性を示す基本となる事項を定めることを目的とした計画です。

また、本計画は、上天草市総合計画及び上天草市環境基本計画に係る個別計画として、「人と海がふれあう環境にやさしいまち上天草市」の実現に向け、今後の廃棄物行政を推進するための基本的な計画として位置づけます。

なお、本計画の実施に係る必要な各年度における事業等については、年度ごとに策定する上天草市一般廃棄物処理実施計画に委ねることとします。

《体系図》



第3節 計画の期間

本計画の期間は、上天草市環境基本計画との整合を図り、平成24年度から平成32年度までの9年間とします。

なお、計画の内容については、社会経済情勢の変化や関係法令の変更などに適切に対応するため、計画の中間時期である概ね5年後を目途に見直しを行い、個別の施策等については、継続的な改善を実施するため、年度ごとに点検及び評価を行います。

第2章 一般廃棄物の現状と課題

第1節 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ排出の状況と課題

(1) ごみ排出量

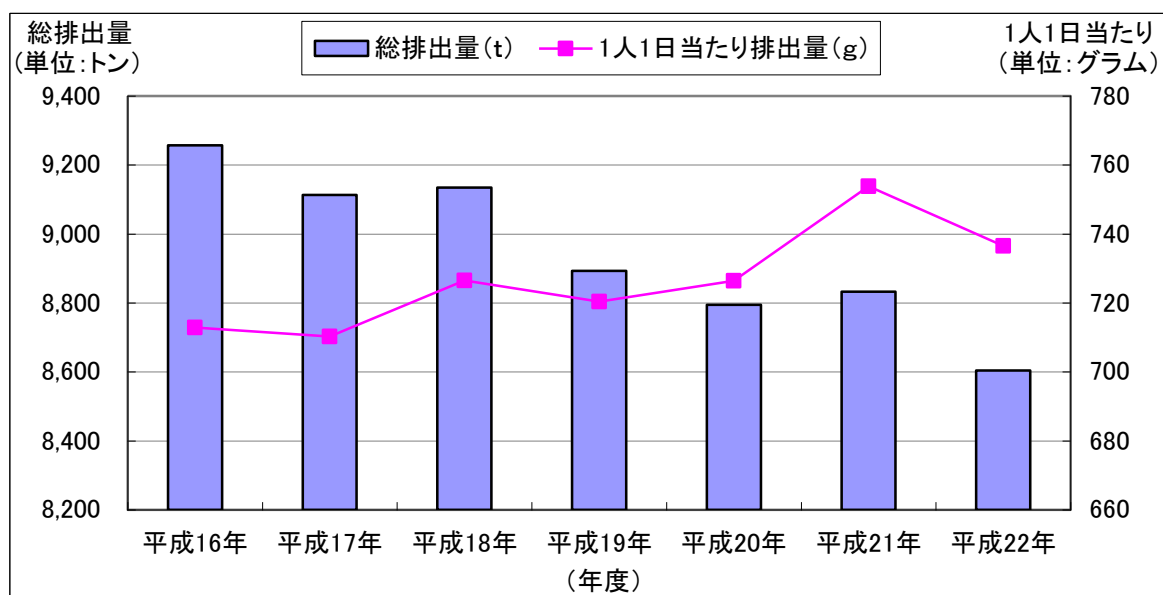
① 総排出量、1人1日当たりの排出量

本市におけるごみの総排出量は、人口の減少に伴って家庭ごみ、事業ごみとも平成16年度以降減少傾向にあり、6年間で約7.0%減少しています。しかしながら、1人1日当たりの排出量では、逆に約3.3%増加しています。

<ごみ排出量の推移>

年 度	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
人口(人)	35,576	35,154	34,450	33,821	33,168	32,101	32,005
総排出量(t)	9,257	9,113	9,135	8,893	8,794	8,832	8,604
家庭ごみ	6,514	6,362	6,390	6,137	6,110	6,183	6,014
事業ごみ	2,743	2,750	2,745	2,755	2,685	2,649	2,591
1人1日当たり排出量(g)	713	710	726	720	726	754	737

※1人1日当たりの排出量 = 総排出量 ÷ 人口 ÷ 年間日数



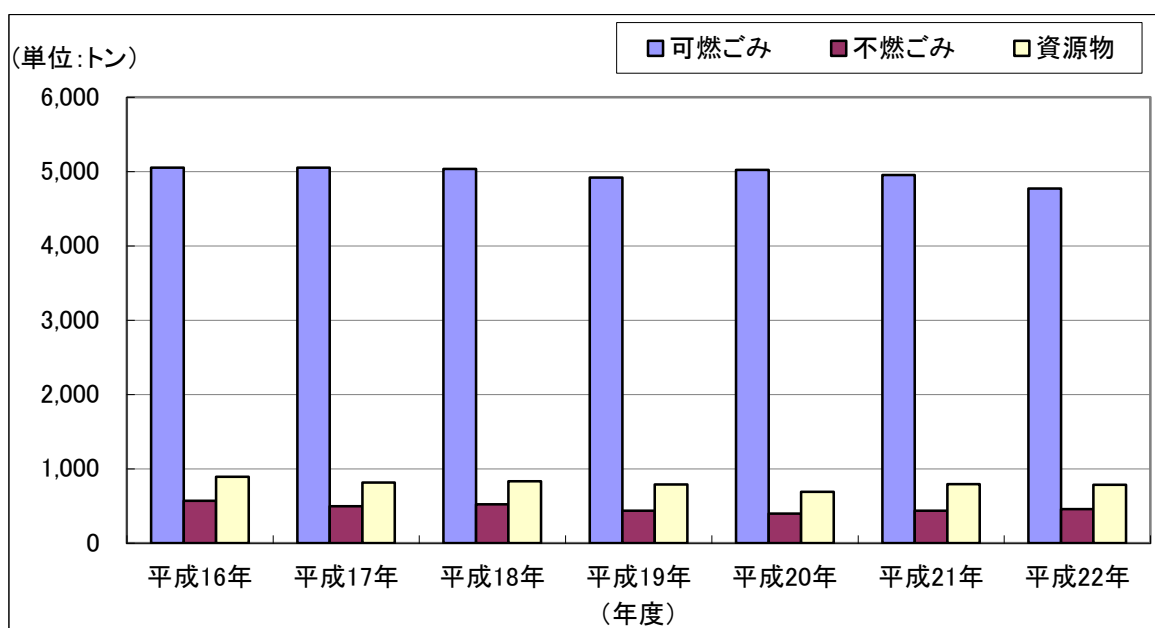
② 家庭ごみの排出量

平成16年度から平成22年度に排出された家庭ごみを種類別にみると、可燃ごみが約5.5%、不燃ごみが約19.7%、資源物が約12.1%減少し、総量で約7.7%減少しています。

＜家庭ごみの種類別排出量の推移＞

(単位：t)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
可燃ごみ	5,051	5,051	5,035	4,916	5,023	4,955	4,772
不燃ごみ	571	495	522	434	397	437	458
資源物	892	817	833	787	690	792	783
合 計	6,514	6,362	6,390	6,137	6,110	6,183	6,014



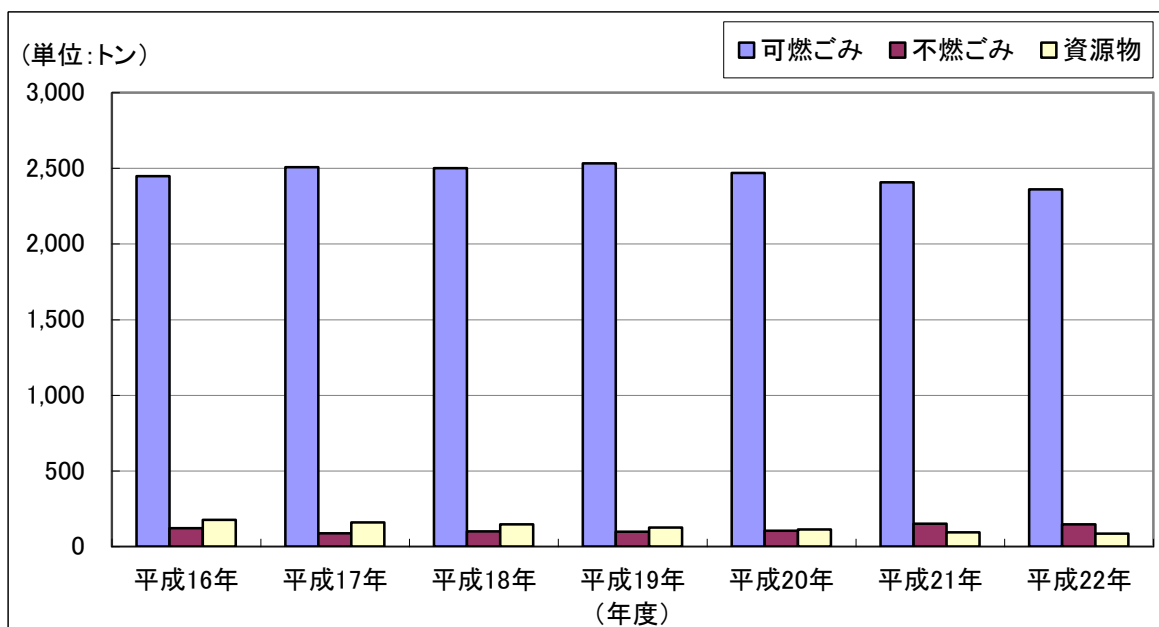
③ 事業ごみの排出量

平成16年度から平成22年度に排出された事業ごみを種類別にみると、可燃ごみが約3.6%、資源物が約51.8%減少し、不燃ごみが約21.3%増加しており、総量では約5.6%減少しています。不燃ごみの増加は、資源物として排出されるべきものが、分別されずに不燃ごみとして排出されたことによるものと考えられます。

<事業ごみの種類別排出量の推移>

(単位：t)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
可燃ごみ	2,448	2,506	2,500	2,533	2,469	2,406	2,361
不燃ごみ	120	86	98	97	104	149	146
資源物	175	158	146	126	112	93	84
合 計	2,743	2,750	2,745	2,755	2,685	2,649	2,591



(2) ごみ質

① ごみの内訳

平成22年度に排出されたごみの内訳をみると、可燃物が7132.8トンで82.9%を占め、不燃物が7.0%、資源物が10.1%となっています。

<ごみの内訳>

区 分	排出量(t)	割合(%)
可燃物	7,133	82.9
不燃物	604	7.0
資源物	868	10.1
合 計	8,604	100.0

② 可燃ごみの組成

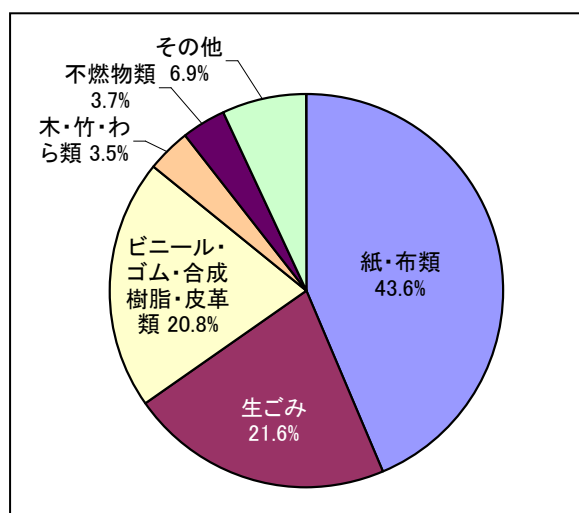
平成19年度から平成22年度に排出された可燃ごみの平均組成は、紙・布類が43.6%と最も多く、次いで、生ごみ21.6%、ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類20.8%となっています。

また、排出された可燃ごみの成分は、平成19年度から平成22年度の平均で水分が54.0%を占めています。

<可燃ごみの組成分析結果と平均組成>

(単位：%)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平均
紙・布類	38.2	44.4	45.1	46.6	43.6
生ごみ	27.0	18.7	24.9	15.8	21.6
ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類	22.8	20.7	18.2	21.3	20.8
木・竹・わら類	2.4	4.1	5.4	2.2	3.5
不燃物類	0.8	6.4	2.3	5.3	3.7
その他	8.9	5.7	4.1	8.8	6.9



<可燃ごみの三成分>

(単位：%)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平均
水分	59.6	50.7	55.8	49.8	54.0
灰分	6.0	8.7	5.4	8.6	7.2
可燃分	34.4	40.6	38.8	41.7	38.9

(3) ごみの排出に関する課題

本市におけるごみの排出の状況を踏まえ、課題を整理すると以下のとおりとなります。

① ごみの発生抑制と再使用の推進

本市におけるごみの排出量は、家庭ごみ、事業ごみともに減少の傾向にありますが、1人1日当たりの排出量では増加の傾向にあることから、さらなるごみの発生抑制と再使用の推進に取り組んでいく必要があります。

② 事業ごみの適正な分別の推進

本市で排出されるごみの約3割を占める事業ごみを種類別にみると、資源物として排出されるべきものが、分別されずに不燃ごみとして排出されていることが考えられ、今後は、事業者のごみに対する意識の向上を図りながら、適正な分別の推進に取り組んでいく必要があります。

③ 可燃ごみの減量化

本市において排出された平成19年度から平成22年度の可燃ごみの平均組成は、紙・布類、生ごみ、ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類が全体の86%を占め、可燃ごみの成分では、水分が54.0%を占めています。

特に、紙・布類については、適正な分別による可燃ごみへの混入防止に取り組む必要があります。また、水分を多く含む生ごみについては、水切りの徹底や生ごみ処理機などを活用した堆肥化の推進により、可燃ごみの減量に取り組んでいく必要があります。

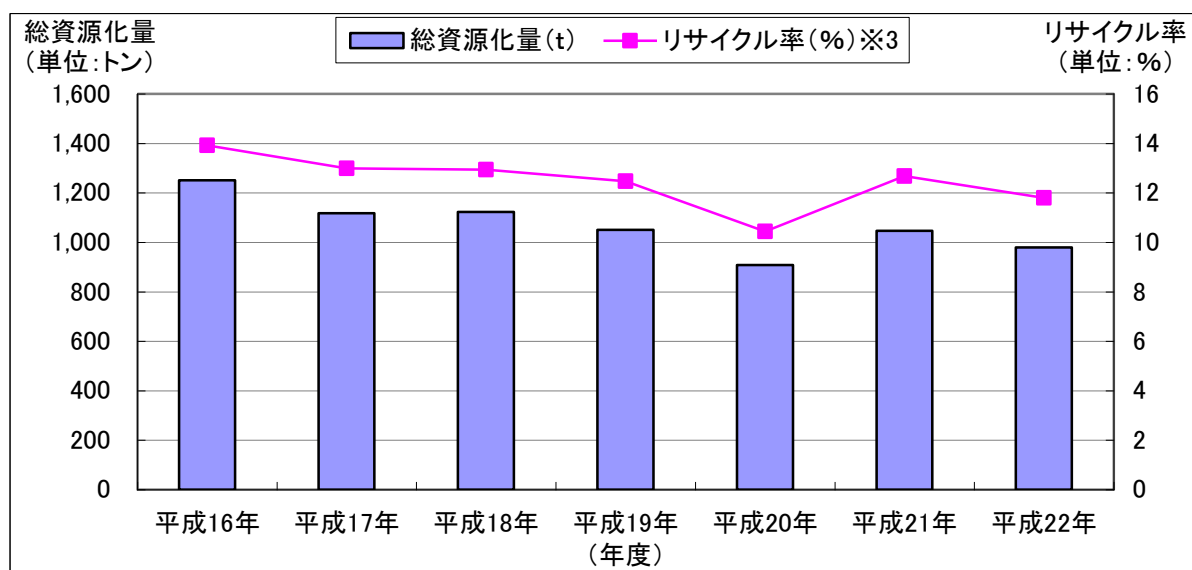
2 資源化の状況と課題

(1) 資源化量とリサイクル率

平成16年度から平成22年度に資源化された量は、約21.7%減少しており、リサイクル率も13.9%から11.8%に低下しています。

<資源化量とリサイクル率の推移>

年 度	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
直接資源化量(t)※1	308	292	301	289	214	296	274
中間処理資源化量(t)※2	943	825	821	761	694	751	706
集団回収量(t)	0	0	0	0	0	0	0
総資源化量(t)	1,251	1,117	1,122	1,051	908	1,047	979
リサイクル率(%)※3	13.9	13.0	12.9	12.5	10.4	12.7	11.8



(2) 品目別資源化量

資源化量を品目別にみると、平成16年度から平成22年度にかけて、紙類、金属類、ガラス類が減少の傾向にあり、布類が増加しています。

<品目別資源化量の推移>

(単位: t)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
紙類	607	540	545	529	443	529	502
金属類	117	91	85	76	59	62	53
ガラス類	213	188	191	191	167	176	146
プラスチック類	66	60	67	67	64	66	68
布類	26	30	37	41	40	51	53
その他(蛍光灯など)	221	208	198	146	134	164	156
合 計	1,251	1,117	1,122	1,051	908	1,047	979

※1 直接資源化量：中間処理を経ずに資源化された量。本市においては収集業者が売却した資源物の量。

※2 中間処理資源化量：処理施設において行われる焼却、粉碎などの処理を中間処理と言い、中間処理資源化量とは、その際に資源として取り出された量。

※3 リサイクル率：「総資源化量÷総処理量」で計算される廃棄物の資源化の目安。

(3) 資源化に関する課題

本市における資源化の状況を踏まえ、課題を整理すると以下のとおりとなります。

① 分別の徹底

本市における資源化量は減少の傾向にあり、リサイクル率を向上させるためには、市民及び事業者の意識の向上を図りながら、家庭ごみ、事業ごみともにより一層の分別の徹底を図っていく必要があります。

② 生ごみなどの資源化の推進

可燃ごみの約2割を占める生ごみの資源化の取組みを推進するとともに、今後は、剪定枝や刈草等の草木類の資源化の取組みに向けた検討を行っていく必要があります。

③ 集団回収の推進と支援制度の検討

本市では、一部の子ども会や学校などにおいて集団回収が行われていますが、その実態については把握されていない状況です。今後は、リサイクル率の向上を目指し、実態の把握と市民等の自主的な実践活動の活性化を図るため、助成金などによる支援制度の検討に取り組んでいく必要があります。

3 ごみ処理の状況と課題

(1) ごみ処理量

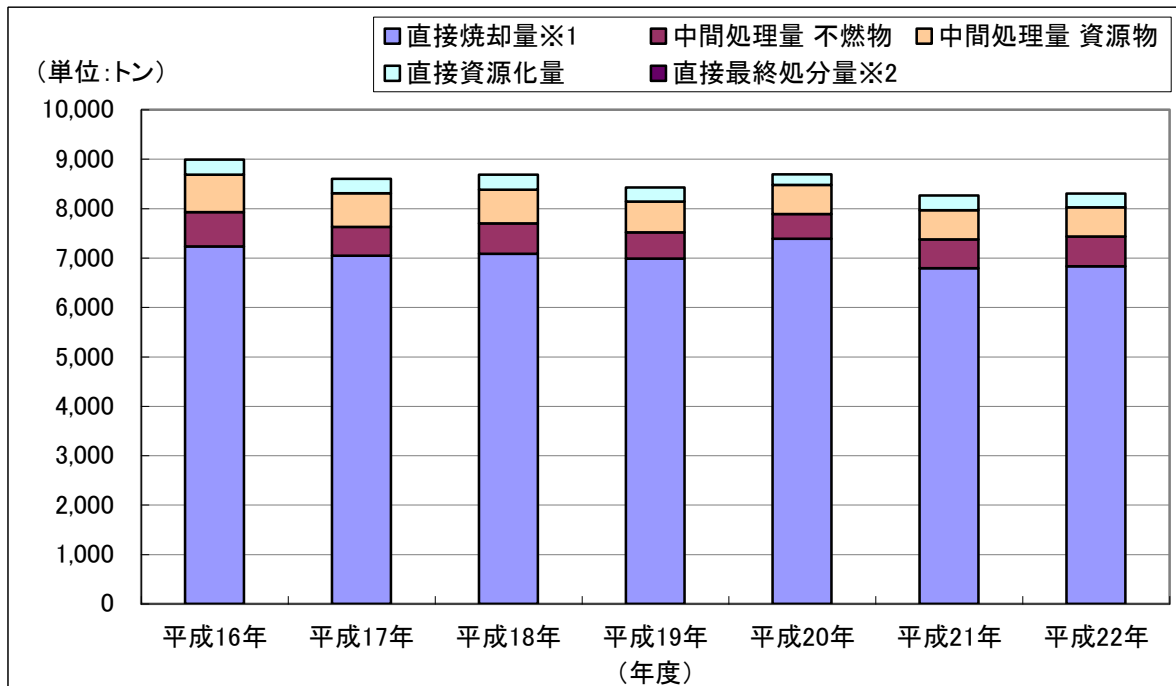
① 総処理量

本市において排出され、処理されたごみの総量は、平成16年度以降減少の傾向にあり、平成22年度においては約8,300トンで、うち約8,026トンが松島地区清掃センターで直接焼却または中間処理されています。

<ごみ処理量の推移>

(単位：t)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
直接焼却量※1	7,234	7,045	7,082	6,984	7,390	6,790	6,828
中間処理量	1,449	1,265	1,299	1,154	1,089	1,175	1,198
不燃物	690	582	620	531	501	586	603
資源物	759	683	678	624	588	589	595
直接資源化量	308	292	301	289	214	296	274
直接最終処分量※2	0	0	0	0	0	0	0
合 計	8,991	8,602	8,681	8,428	8,692	8,261	8,300



※1 直接焼却量：資源化や粉碎などの処理をせずに焼却処分された量。

※2 直接最終処分量：中間処理を経ずに最終処分（埋め立て）された量。

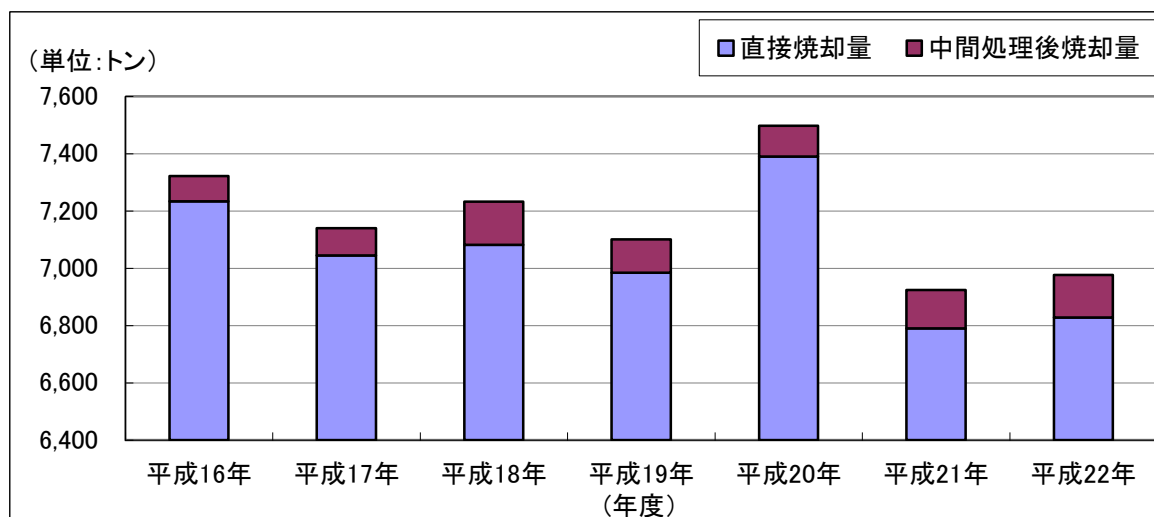
② 焼却処理量

焼却処理量の推移をみると、平成16年度と比較して平成22年度においては、約4.7%減少しています。

＜焼却処理量の推移＞

(単位：t)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
直接焼却量	7,234	7,045	7,082	6,984	7,390	6,790	6,828
中間処理後焼却量	88	95	151	116	107	134	148
合 計	7,322	7,140	7,232	7,100	7,497	6,924	6,976



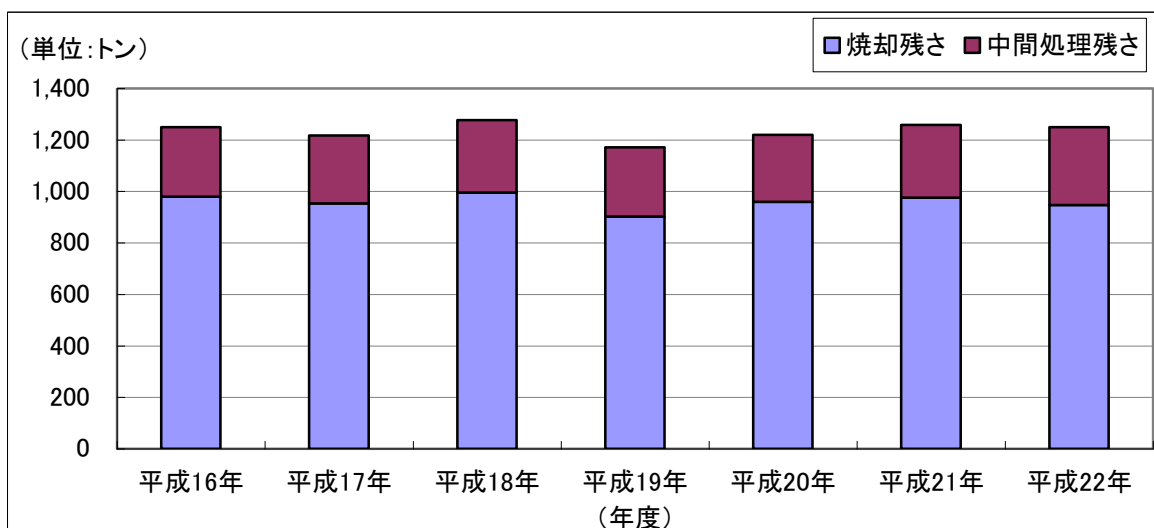
③ 埋立処分量

埋立処分量の推移をみると、平成16年度以降横ばいの状況で推移しています。

＜埋立処分量の推移＞

(単位：t)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
焼却残さ	980	953	996	902	960	975	947
中間処理残さ	270	264	281	269	260	282	302
合 計	1,250	1,217	1,277	1,171	1,219	1,258	1,249



(2) ごみ処理経費

① ごみ処理経費の内訳

本市のごみ処理に必要な経費については、市の事務費（人件費を除く）、収集運搬に係る委託料、天草広域連合への負担金で構成しています。

ごみ処理経費の推移をみると、平成16年度以降、天草広域連合への負担金の減額に伴って減少の傾向にあり、平成22年度においては486,188千円で、1人当たりの処理経費は15,191円となっています。

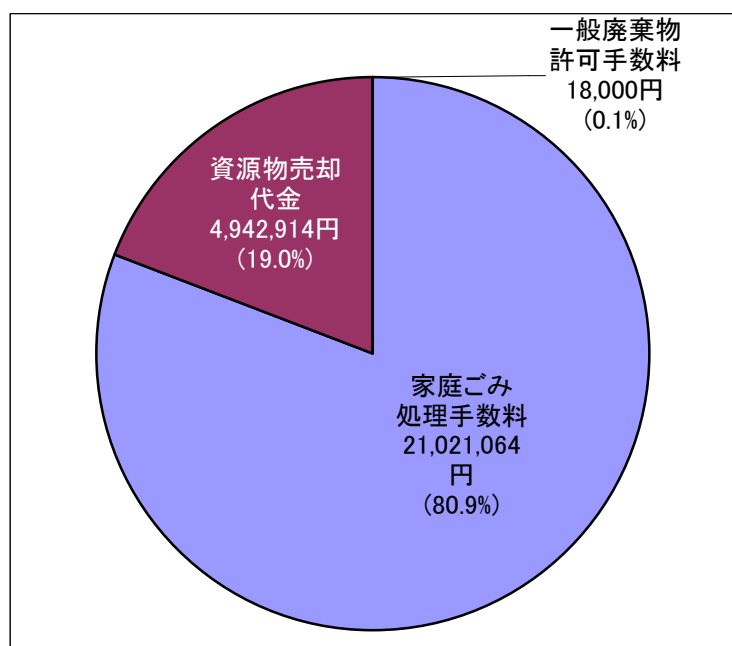
<ごみ処理経費の推移>

(単位：千円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
事務費	11,373	7,044	7,245	11,932	11,896	13,611	13,779
委託料	74,337	72,758	73,331	73,332	73,234	73,283	73,332
負担金	468,133	463,355	451,693	447,538	440,594	434,372	399,077
清掃総務費	24,538	25,526	22,396	21,746	23,436	26,076	28,530
清掃センター費	154,582	149,496	141,134	139,051	131,286	124,078	152,667
最終処分場費	7,167	6,764	8,273	8,963	8,677	7,388	7,127
再生処理施設費	22,102	21,836	20,166	18,129	17,082	16,274	16,513
公債償還費	259,744	259,733	259,724	259,649	260,113	260,556	194,240
ごみ処理経費(合計)	553,843	543,157	532,269	532,802	525,724	521,266	486,188
1トン当たりの処理経費(円)	61,600	63,143	61,314	63,218	60,484	63,100	58,577
1人当たりの処理経費(円)	15,568	15,451	15,450	15,754	15,850	16,238	15,191

② 平成22年度の収入総額と内訳

平成22年度のごみ処理に伴う収入総額は25,981,978円で、その主な内訳は、家庭ごみの収集運搬及び処分に伴う処理手数料（市指定ごみ袋等の販売代金）が21,021,064円、資源物の売却代金4,942,914円、一般廃棄物許可手数料18,000円となっています。



(3) ごみ処理の体制

① 家庭ごみ

本市では、家庭ごみについては、可燃ごみ、粗大ごみ、資源物（16品目）、不燃ごみ（3品目）の21品目に分けて収集、処理しています。可燃ごみ及び粗大ごみについてはステーション収集を行い、資源物及び不燃ごみについては拠点回収を行っています。

<家庭ごみの分別区分>

分別区分		収集体制	収集頻度	収集方法
可燃ごみ	燃えるごみ	委託	週2回	ステーション収集
粗大ごみ	大型のごみ		月1回※	
資源物 (16品目)	アルミ缶		月1回	拠点回収
	スチール缶			
	スプレー缶			
	透明びん			
	茶色びん			
	生きびん			
	その他の色びん			
	紙パック			
	新聞紙・チラシ			
	雑誌			
	ダンボール			
	ペットボトル			
	発泡スチロール			
	プラスチック類			
	古着類			
	蛍光灯			
不燃ごみ (3品目)	乾電池			
	小型処理困難物			
	埋立ごみ			

※大矢野地区は除く

② 事業ごみ

事業活動（商店、飲食店、事務所など）によって排出されるごみは、市では収集せず、廃棄物処理法に規定される「事業者自らの責任において適正に処理を行う」とする原則に従い、排出事業者の自己処理、処理施設への直接持込み、または許可業者への委託による収集が行われています。

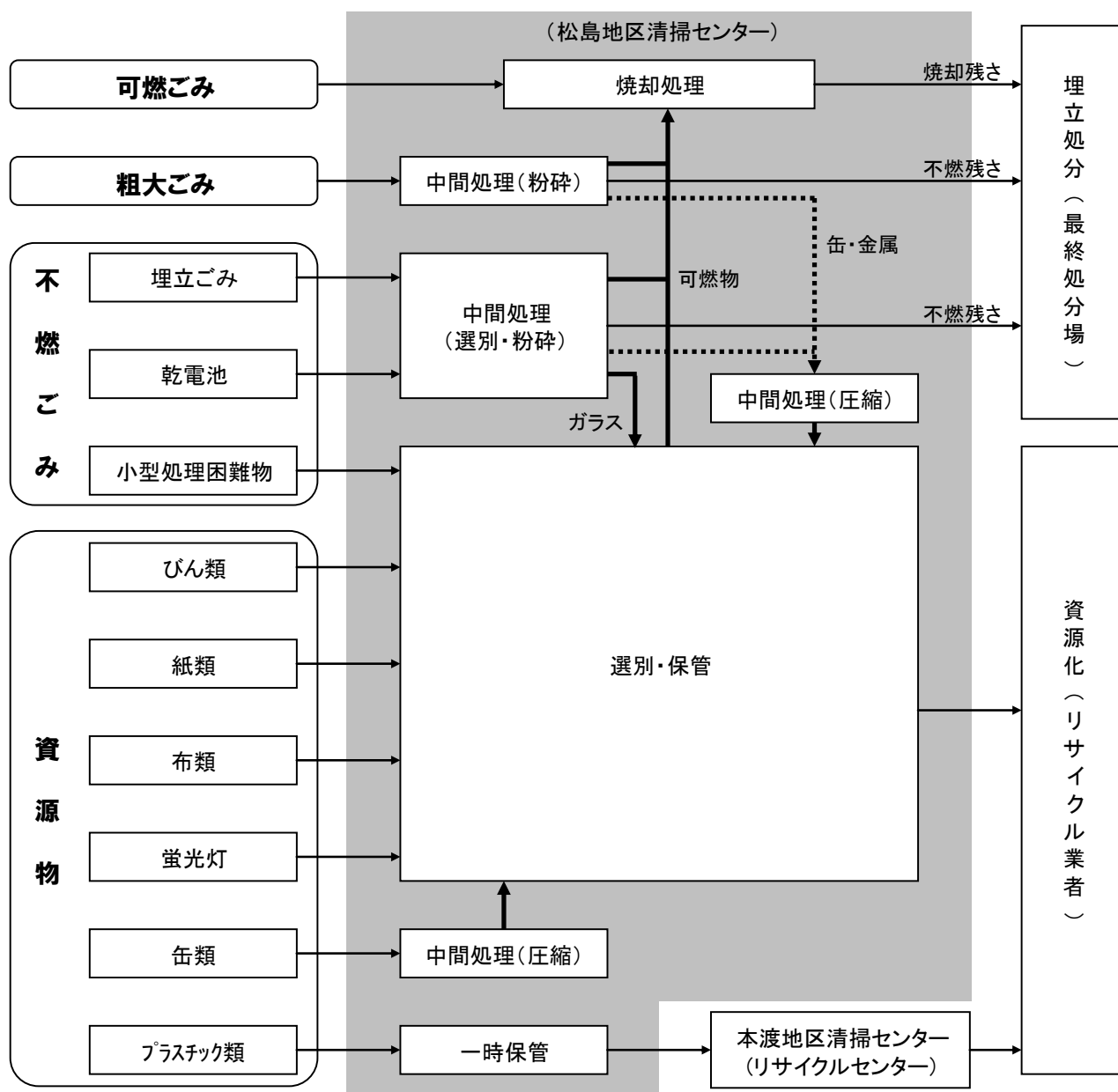
③ ごみ処理と資源物の処理の流れ

本市におけるごみと資源物の処理の流れは、以下のとおりです。

松島地区清掃センターに搬入されたごみと資源物は、プラスチック類を除き、清掃センター施設内で処理され、資源化や埋立処分されています。

<ごみ処理と資源物の処理の流れ>

(平成23年4月1日現在)



(4) ごみ処理関連施設

① ごみ処理施設

松島地区清掃センター（松島町教良木236番地）

・処理可能物 家庭系・事業系一般廃棄物

・処理方式（能力）

＜可燃ごみ＞ 機械式バッチ炉（1日34トン）17トン／8時間×2炉

＜不燃ごみ＞ 資源破碎併用（1日8トン／5時間）

＜資源物＞ 手・機械選別（保管場所容量内）

② ごみ埋立施設

新白洲一般廃棄物最終処分場（天草市栖本町）

・受入可能物 焼却残さ、埋立ごみ（資源回収後）

・処理方式 接触曝気（ばっき）法＋高度処理

・処理能力 120m³／日

(5) ごみの処理に関する課題

本市におけるごみ処理の状況及び今後の施設等の動向を踏まえ、課題を整理すると以下のとおりとなります。

① 適正かつ環境に配慮したごみ処理体制の確立

ごみの収集運搬、中間処理、最終処分のそれぞれの処理については、民間事業者及び天草広域連合との連携を図りながら必要な体制を確立する必要があります。

今後は、平成32年度に向けて新規ごみ処理センターの建設や最終処分場の拡張工事が予定されており、適切な建設計画と運営の効率化が求められています。また、収集運搬の体制や広域連合へのごみ処理に係る負担割合も不透明であることから、ごみのさらなる排出削減に取組み、必要に応じて家庭ごみ手数料の見直しなどにより、ごみ処理経費の適正化を図る必要があります。

② 不法投棄や野焼きなどの不適正処理に関する対策

本市の懸念事項である不法投棄（ポイ捨ても含む）や野焼きなどに対しては、未然防止に向けた啓発や環境パトロールなどを今後も引き続き実施するとともに、地域や関係機関等と連携した監視・通報体制の強化と現状回復等発生後の速やかな対応を図っていく必要があります。

③ 海岸漂着ごみに関する適正処理

本市の懸念事項である海岸域に漂着した流木等については、海岸管理者や関係機関等と連携した回収及び適正な処理を実施する必要があります。

④ 災害に備えたごみ処理体制の整備

災害等が発生した際の災害ごみについて、可能な限り迅速かつ円滑な適正処理を行うためには、国、県、周辺自治体や産業廃棄物協会などとの連携による処理体制を整える必要があります。

4 市民等のごみに対する意識

「一般廃棄物に関する区長アンケート調査（意見聴取）」（平成23年7月実施）

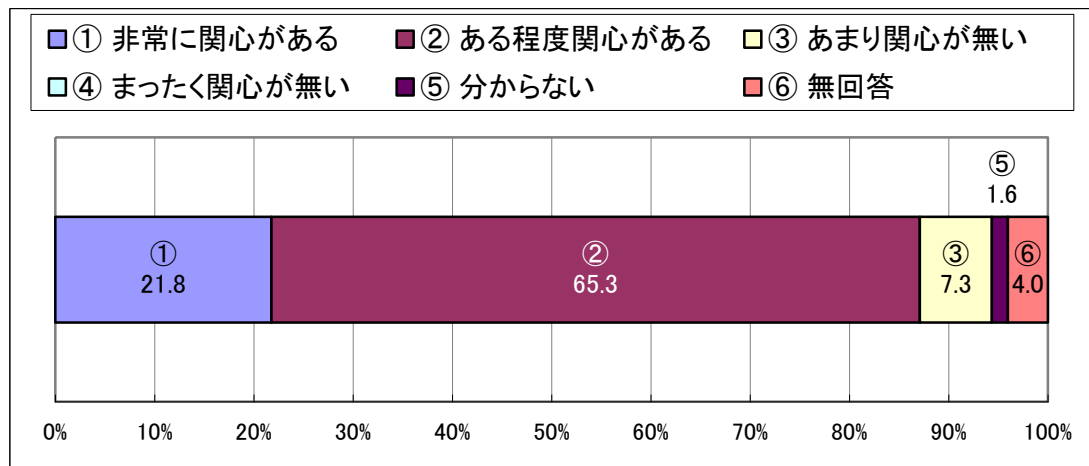
対象：177行政区長（回答：124人）

（1）ごみ問題について

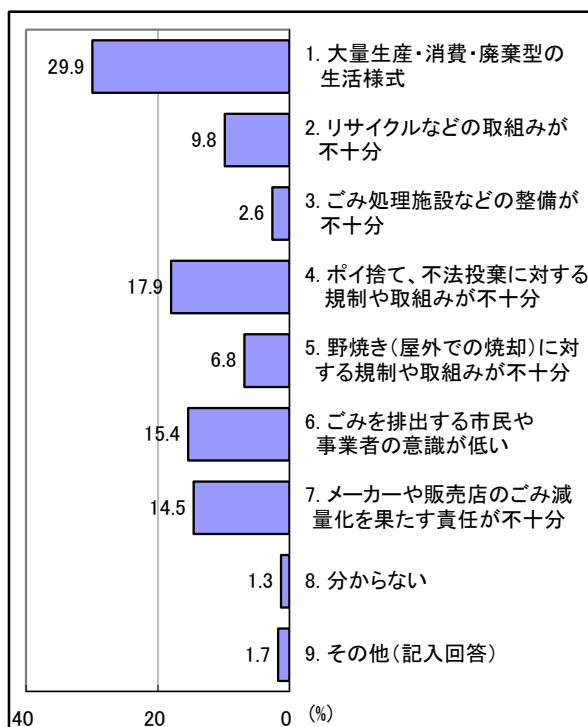
地区住民のごみ問題への関心は、87.1%が「関心がある」（「非常に関心がある」21.8%、「ある程度関心がある」65.3%）と回答しており、ごみ問題の主な原因としては、「大量生産・消費・廃棄型の生活様式」が29.9%と最も多く、次いで「ポイ捨て、不法投棄に対する規制や取組みが不十分」の17.9%となっています。

ごみ問題を解決するうえで重要なこととしては、「ごみの排出そのものを減らす取組み」が30.4%と最も多く、次いで「リユース（再使用）やリサイクル（再資源化）などの取組み」の22.5%となっています。

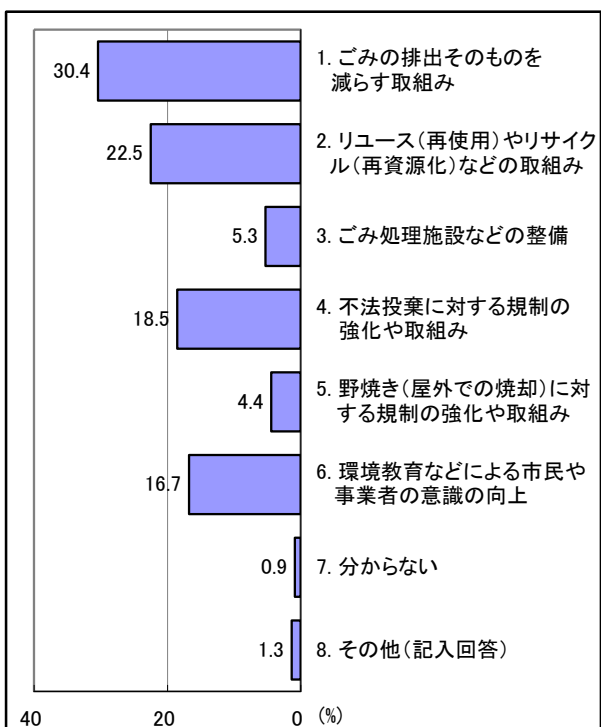
<ごみ問題への関心>



<ごみ問題の主な原因>



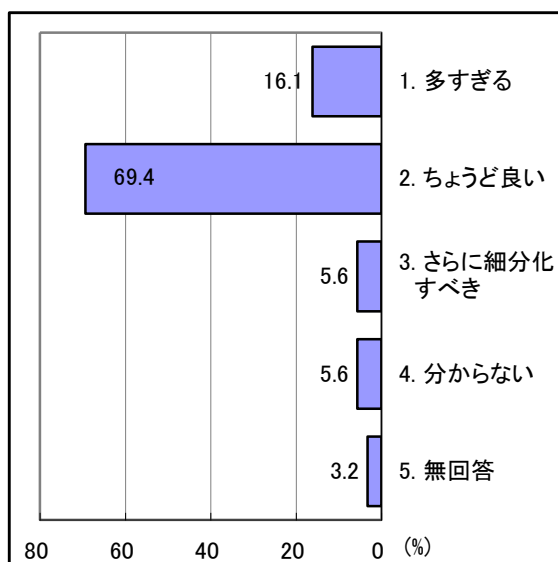
<ごみ問題を解決するうえで重要なこと>



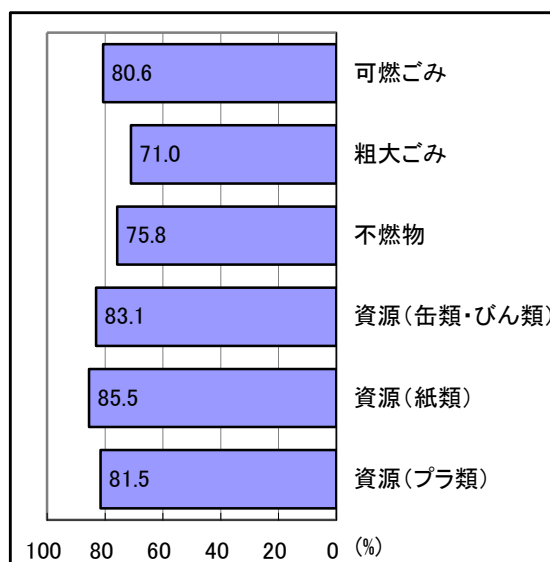
(2) ごみの収集について

現在市が行っている19品目の分別収集の品目数について、69.4%が「ちょうど良い」としており、次いで16.1%が「多すぎる」としています。収集回数については、「ちょうど良い」が可燃ごみでは80.6%、粗大ごみでは71.0%、不燃物では75.8%を占め、資源物においても缶類・ビン類、紙類、プラスチック類ともに80%を超えています。

<分別収集の品目数>



<収集回数が適当と回答した割合>



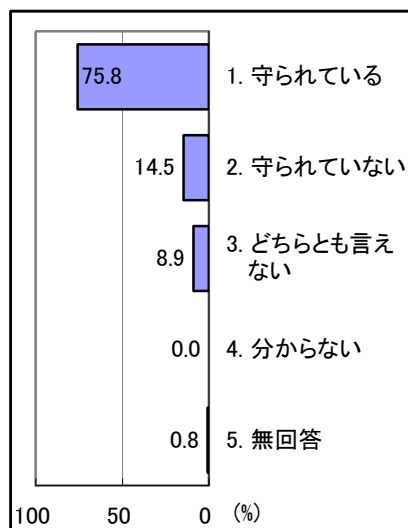
(3) ごみ減量やリサイクルについて

地区住民の皆様の行動に関して、ごみを出す日、時間が守られているかについては、「守られている」が75.8%、「守られていない」が14.5%となっており、資源の分別の徹底については、55.6%が「徹底されている」、21.0%が「徹底されていない」としています。

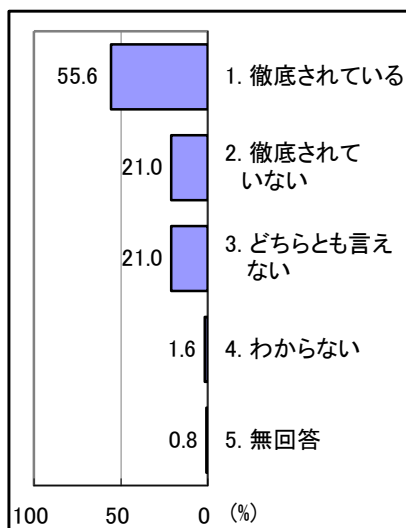
また、生ごみの水切りについては、38.7%が「十分されていない」として、「十分されている」の27.4%を上回る結果となりました。

ごみ減量やリサイクルを進めていくうえで、今後重要な市の役割としては、「家庭ごみの減量化・施策（資源のリサイクル）の推進」が21.2%と最も多く、次いで「市民などに対するごみに関する情報の提供や意識の啓発」の20.9%、「不法投棄に対する取締りの強化」の20.4%となっており、事業所の役割としては、「製造・販売した製品のリサイクル・自主回収」が25.6%と最も多く、次いで「ごみと資源物の分別・減量化の徹底」の23.6%、「地域の環境美化活動などへの積極的な参加」の22.0%となっています。

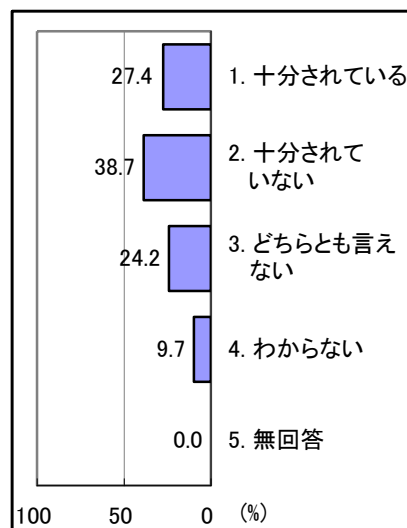
<ごみ出し(日・時間)の状況>



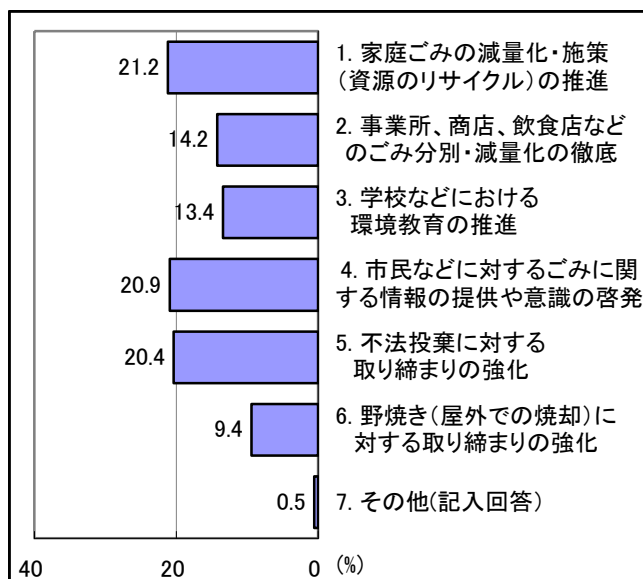
<資源の分別の状況>



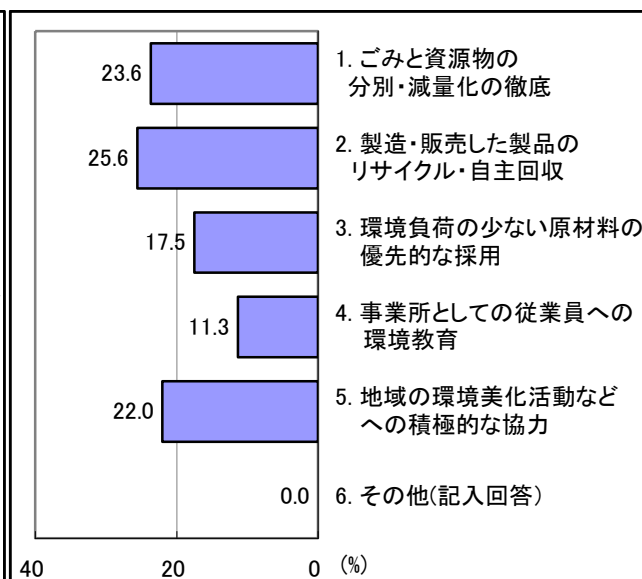
<生ごみの水切りの状況>



<今後重要な市の役割>



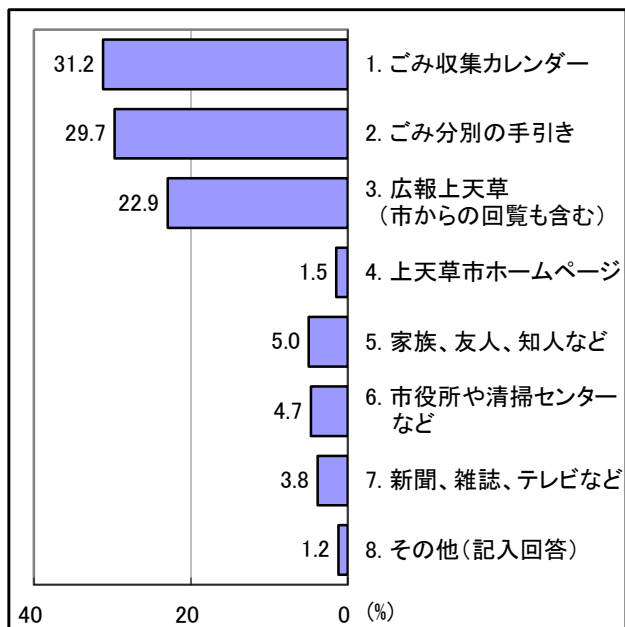
<今後重要な事業所の役割>



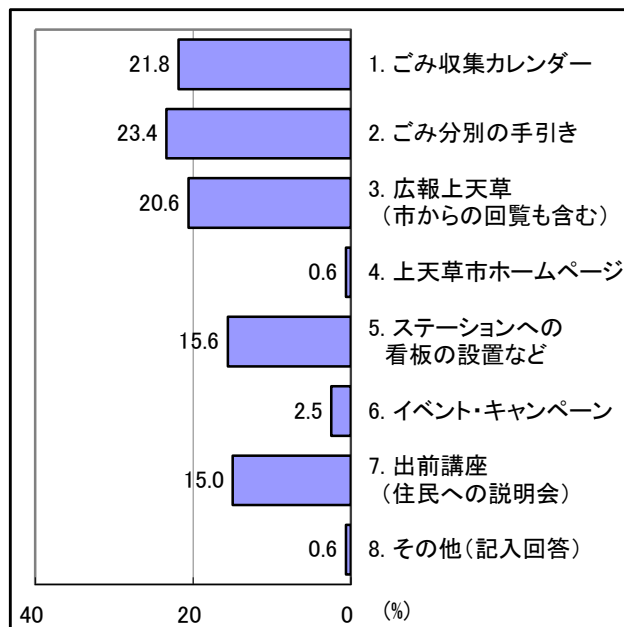
(4) ごみの問題に関する情報源について

ごみの出し方やリサイクルなどに関する情報は、「ごみ収集カレンダー」から得ているとする方が31.2%と最も多く、次いで「ごみ分別の手引き」の29.7%、「市の広報紙」の22.9%となっており、これらを今後も引続き充実させるべきであるとの結果になっています。

<現在の情報源>



<今後市が充実させるべき情報源>



第2節 生活排水処理の現状と課題

1 生活排水処理の状況と課題

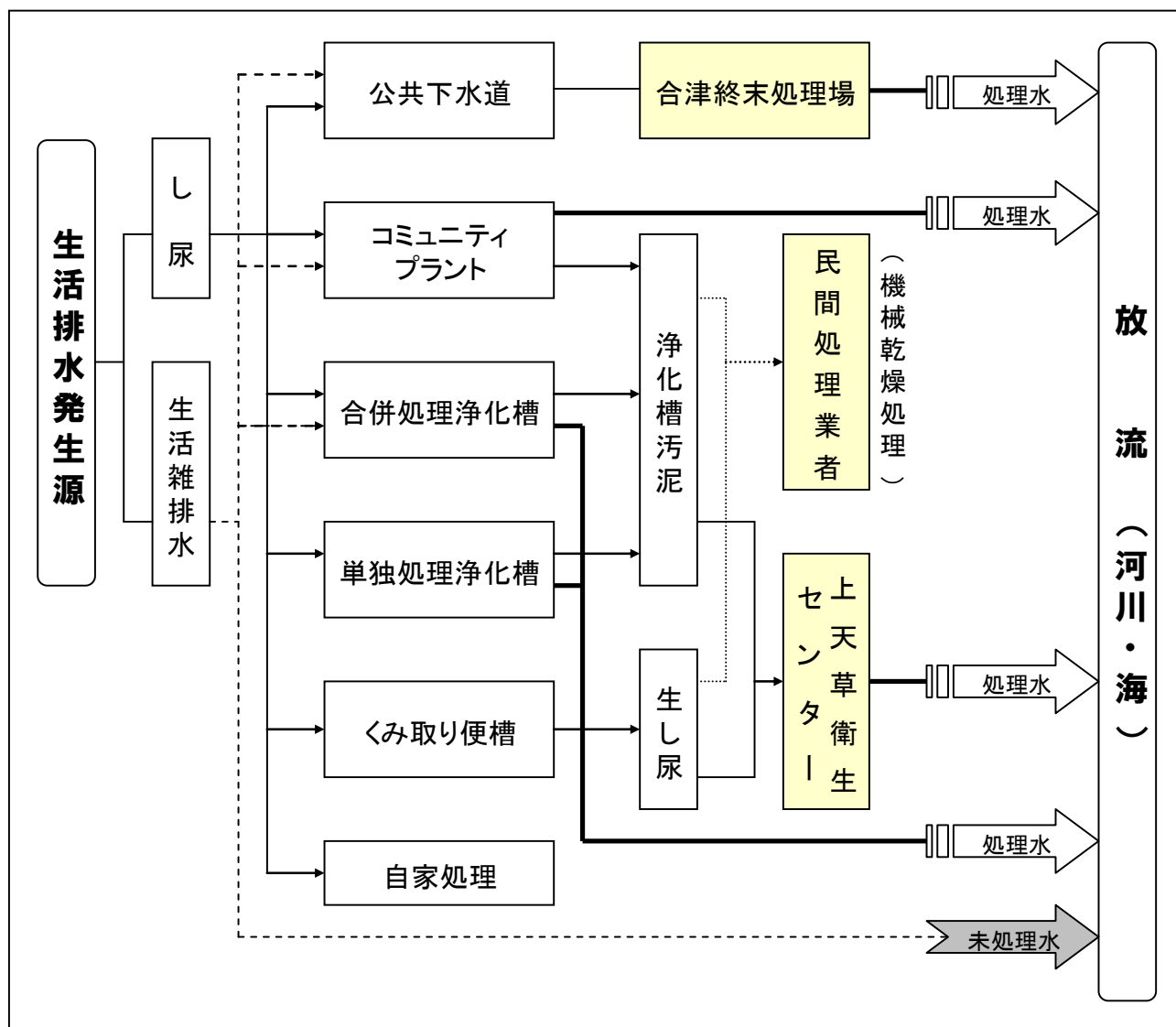
(1) 生活排水の処理体系

本市の生活排水の処理体系は、以下のとおりです。

発生した、し尿及び生活雑排水の処理は、公共下水道、コミュニティプラント※1、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、くみ取り便槽及び自家処理で行われており、その処理の過程で発生した浄化槽汚泥及び生し尿については、一部事務組合の上天草衛生センターの処理施設等で処理を行っています。

＜生活排水の処理体系＞

(平成23年4月1日現在)



※1 コミュニティプラント：市町村が設置、管理するし尿と生活雑排水を合わせて処理するための小規模な污水处理施設。

(2) 生活排水の処理形態別人口

本市における平成22年度末の処理形態別人口は、以下のとおりです。

し尿と合わせて生活雑排水を処理している生活排水処理率※1は、38.0%で、県下でも下位の状況であり、より一層の生活排水処理率の向上が望まれます。

<平成22年度生活排水処理形態別人口及び生活排水処理率>

処 理 形 態		平成22年度	
		人口 (人)	生活排水処理率 (%)
1	計画処理区域内人口	31,541	
	2 水洗化・生活雑排水処理人口	11,980	38.0
	下水道	4,074	12.9
	農業集落排水施設	0	0.0
	コミュニティプラント	526	1.7
	合併処理浄化槽	7,380	23.4
	3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	7,030	22.3
	4 非水洗化人口	12,531	39.7
	し尿収集人口	12,395	39.3
	自家処理人口	136	0.4
5	計画処理区域外人口	0	0.0

※1 生活排水処理率：し尿及び生活雑排水が、下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設により、衛生的に処理されている人口の割合。(生活排水処理率 = 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 人口)

(3) 処理施設の状況等

① 公共下水道

本市の公共下水道事業は、昭和50年度に事業着手し、平成4年4月松島処理区の一部（合津地区）を供用開始して以降、処理区域の拡大を図ってきました。

平成22年度末現在においては、約5,400人の市民が公共下水道を利用可能な状況で、処理人口は4,074人となっています。

下水道終末処理場の施設の概要は以下のとおりで、処理工程で発生する下水道汚泥については、業務委託により堆肥化等のリサイクルを行っています。

＜上天草市合津終末処理場の施設概要＞

施設名称	上天草市合津終末処理場
所在地	熊本県上天草市松島町合津4276番地387
敷地面積	約16,100㎡
処理能力	3,000㎥/日
処理方式	オキシデーションディッチ法※1
流入量	1,123㎥/日（H22実績）
放流先	八代海
汚泥発生量	271t/年（H22実績）

② コミュニティプラント

コミュニティプラントについては、龍ヶ岳町の災害移転住宅団地に101人槽6基、125人槽3基、150人槽1基の10箇所が整備され、昭和51年度より稼働しています。当初1,155人の市民が利用可能となっていました。平成22年度末現在の処理人口は526人となっています。

※1 オキシデーションディッチ法：汚水を攪拌機で空気と混ぜることにより微生物による汚水の分解を促進し、最終沈殿池で汚泥と処理水とを分離する方法。

③ 合併処理浄化槽

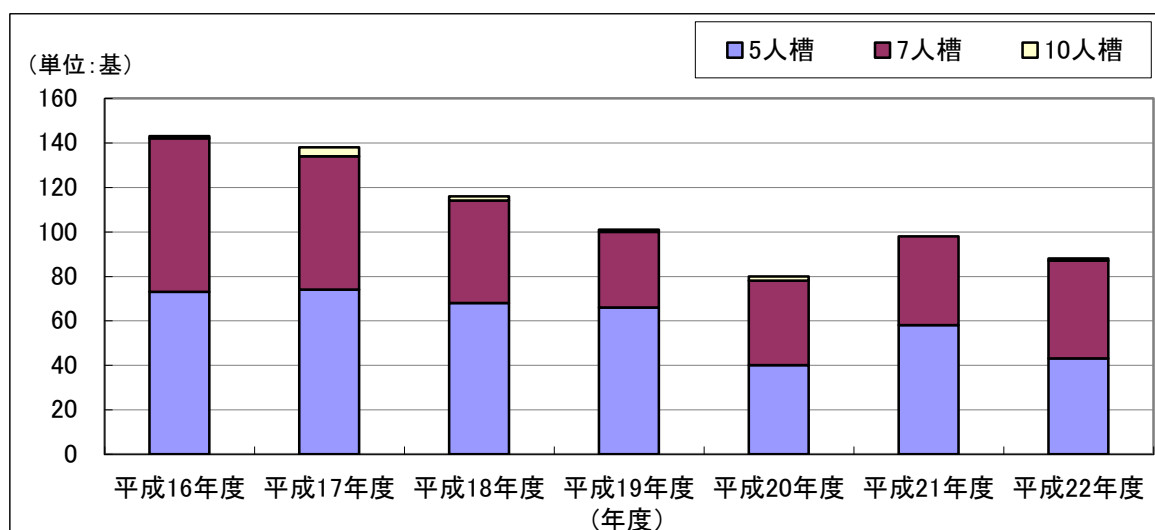
合併処理浄化槽については、平成12年の浄化槽法改正により集合処理施設が整備されていない地域では、新設の際は合併処理浄化槽の設置が義務づけられ、し尿のみを処理する単独処理浄化槽が既に設置されている所については、合併処理浄化槽への転換を求めるなど、設置促進のための補助事業を展開しています。

補助による合併処理浄化槽の設置状況は以下のとおりで、平成16年度の143基から減少の傾向にあり、平成22年度においては88基となっています。

<合併処理浄化槽 設置補助数の推移>

(単位：基)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
5人槽	73	74	68	66	40	58	43
7人槽	69	60	46	34	38	40	44
10人槽	1	4	2	1	2	0	1
合 計	143	138	116	101	80	98	88



(4) し尿及び浄化槽汚泥処理の状況

① し尿及び浄化槽汚泥の処理量

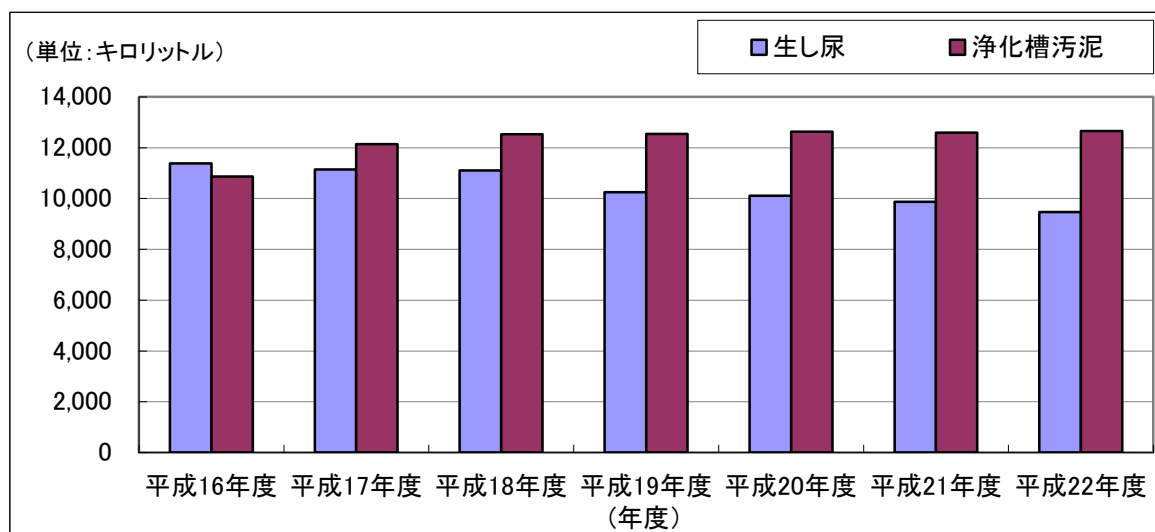
本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理量は、以下のとおりです。

公共下水道及び合併処理浄化槽等の普及に伴い、生し尿が年々減少し、一方、浄化槽汚泥が若干の増加傾向にあります。

＜し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移＞

(単位：kℓ)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
生し尿	11,378	11,140	11,096	10,244	10,103	9,864	9,458
浄化槽汚泥	10,858	12,132	12,526	12,543	12,628	12,584	12,656
合 計	22,236	23,272	23,622	22,788	22,731	22,448	22,113



② し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集区域は、行政区域の全域を対象としています。し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬については、市内の許可業者（3社）へ各戸の依頼により戸別収集が行われています。

③ し尿処理施設の概要

本市より排出されるし尿及び浄化槽汚泥については、湯島地区を除き、一部事務組合の上天草衛生センターにおいて全量処理を行っています。当該施設の概要は以下のとおりとなっており、昭和４５年に旧大矢野町、松島町、有明町及び栖本町の４町がし尿の共同処理を目的に「上天草衛生施設組合」として設立された一部事務組合で、その後平成１４年に東天草衛生施設組合（旧姫戸町、龍ヶ岳町、御所浦町、倉岳町）と統合して、８町で構成する上天草衛生施設組合として再スタートしましたが、途中構成町の合併もあり、現在は上天草市、天草市で構成されています。

また、平成１５年から１６年にかけて、当施設を最大限に生かしたりリニューアルの方法を採用し、資源循環型の汚泥再生処理センター建設等の整備がなされ、処理工程で発生する汚泥等で発酵堆肥を製造し自然に還元、また、処理水の一部は、処理施設の洗浄水や浄化槽の張り水として再利用されています。

平成１９年２月より海洋投入処分が禁止されたことから、湯島地区で排出されるし尿については、民間処理業者へ処理を委託しています。

<上天草衛生センターの施設概要>

施設名称	上天草衛生センター
所在地	熊本県天草市有明町楠甫６０３０番地
敷地面積	約２４，６９６㎡
処理能力	(１) し尿等：１１５ｋℓ／日 (し尿：４３ｋℓ／日、浄化槽汚泥：７２ｋℓ／日) (２) 厨芥：１．２ｔ／日 (３) 集落排水汚泥：０．８ｔ／日
処理方式	浄化槽汚泥の混入率の高い脱窒素処理方式＋汚泥堆肥化方式
放流先	有明海
放流量	１００㎡／日
肥料製造量	０．５ｔ／日
肥料利用先	農地及び緑地

（５）生活排水処理経費の状況

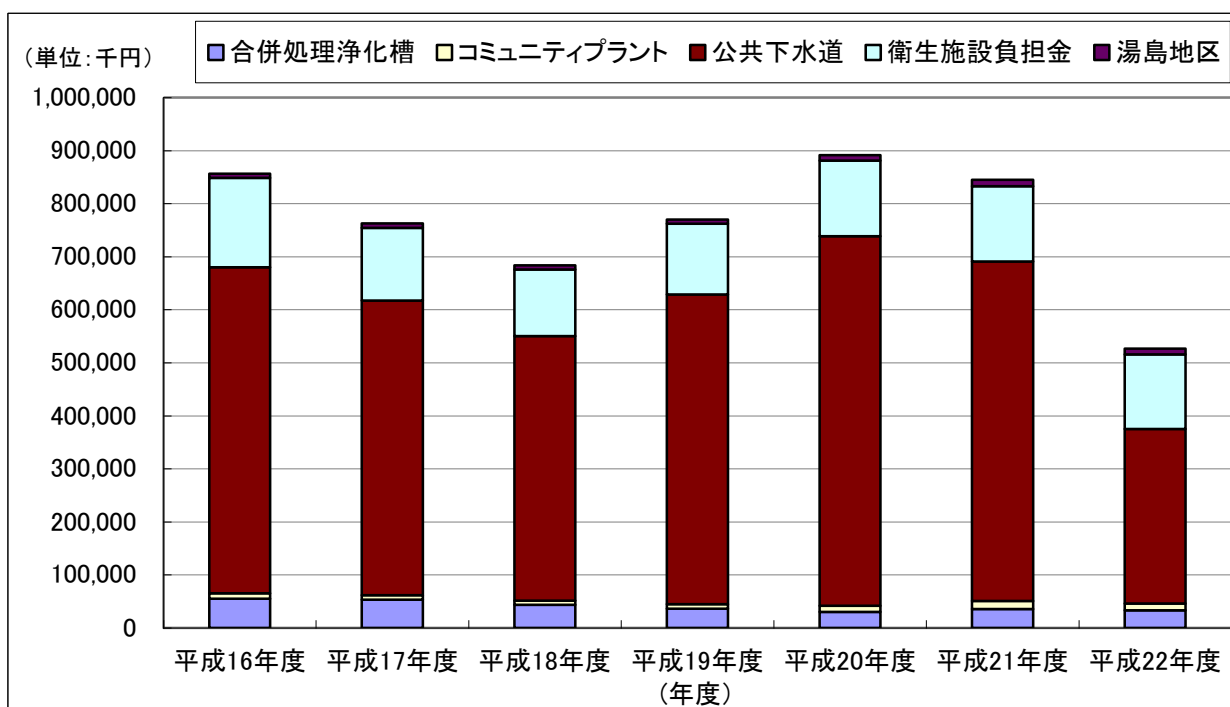
平成１６年度以降の生活排水処理関連事業費の推移は以下のとおりで、事業費は平成１６年度から平成１８年度にかけて減少の傾向にありましたが、平成１９年度から平成２１年度においては、下水道事業に係る起債の繰上償還のため増加しています。

平成２２年度の主な内訳は、公共下水道関連で約３億２，８５０万円、上天草衛生センター負担金で１億４，１００万円、合併処理浄化槽関連で３，３００万円となっています。

＜生活排水処理関連事業費の推移＞

（単位：千円）

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
合併処理浄化槽	54,720	52,932	43,374	36,454	30,108	35,816	33,040
コミュニティプラント	10,292	8,589	8,228	8,257	11,370	14,840	13,140
公共下水道	615,027	555,515	498,440	583,974	697,178	640,033	328,559
衛生施設負担金	168,409	137,369	125,649	133,228	142,253	142,160	141,173
湯島地区	8,025	8,530	8,025	8,100	10,194	11,898	10,590
合 計	856,473	762,935	683,716	770,013	891,103	844,747	526,502



(6) 生活排水処理に関する課題

本市における生活排水処理の状況を踏まえ、課題を整理すると以下のとおりとなります。

① 経済的かつ効率的な施設の整備

生活排水処理施設の施設整備には多額な費用を要し、市の財政への圧迫も懸念されることから、より経済的かつ効率的な整備手法を採用する必要があります。

② 生活雑排水の適正処理の推進

生活雑排水の適正処理を推進するためには、公共下水道や合併処理浄化槽による処理を促進する必要がある、下水道認可区域外の地域には、今後も合併処理浄化槽への補助を継続的に実施し、生活排水処理率の向上を図る必要があります。

また、公共下水道においては施設の老朽化が進む中、下水道に求められる機能の停止を未然に防止し、施設の延命化を図るため、公共下水道施設の長寿命化計画を作成し、計画的な改築を実施していく必要があります。

③ 収集運搬体制の整備

将来、生活排水処理のうち、くみ取り世帯の割合は減少すると思われますが、公共下水道区域外では、合併処理浄化槽の普及を推進していくため、今後も安定した収集運搬体制を維持する必要があります。

④ 浄化槽の適正管理の推進

公共用水域に放流する浄化槽については、市民、事業者が定期的な清掃や保守点検及び法定検査を行い、浄化機能の低下を招かないよう管理していく必要があります。

第3章 一般廃棄物の将来推計

第1節 ごみ処理に関する将来推計

1 ごみ排出量の予測（排出抑制等の施策を実施しない場合）

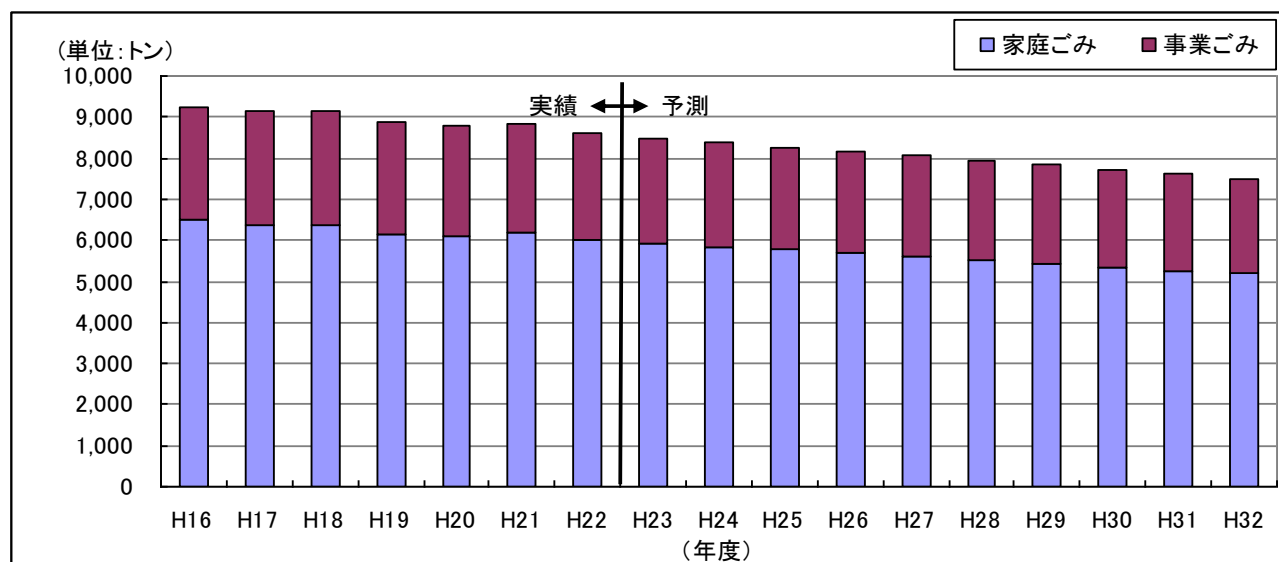
ごみの排出抑制等の施策を実施しない場合のごみ排出量の将来予測は、以下のとおりです。

予測の結果、人口の減少に伴って、ごみの総排出量は減少するものと見込まれます。しかし、1人1日当たりのごみ排出量では、平成22年度と比較して平成32年度は約11.6%増加する見込みです。

＜ごみ排出量の将来予測＞

年 度	将来人口 (推計)	家庭ごみ	事業ごみ	総排出量	1人1日 当たり
	(人)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(g/人・日)
H16	35,576	6,514	2,743	9,257	713
H17	35,154	6,375	2,750	9,126	711
H18	34,450	6,390	2,745	9,135	726
H19	33,821	6,137	2,755	8,893	720
H20	33,168	6,110	2,685	8,794	726
H21	32,101	6,183	2,649	8,832	754
H22	32,005	6,014	2,591	8,604	737
H23	31,224	5,930	2,564	8,494	745
H24	30,463	5,847	2,536	8,384	754
H25	29,720	5,764	2,509	8,273	763
H26	28,995	5,680	2,482	8,163	771
H27	28,288	5,597	2,455	8,052	780
H28	27,598	5,514	2,428	7,942	788
H29	26,925	5,430	2,401	7,831	797
H30	26,269	5,347	2,374	7,721	805
H31	25,628	5,263	2,347	7,610	814
H32	25,003	5,180	2,320	7,500	822

※将来人口については、国立社会保障人口問題研究所の平成32年度推計値を基に算出



2 ごみ処理量の予測（排出抑制等の施策を実施しない場合）

ごみの排出抑制等の施策を実施しない場合のごみ処理量の将来予測は、以下のとおりです。

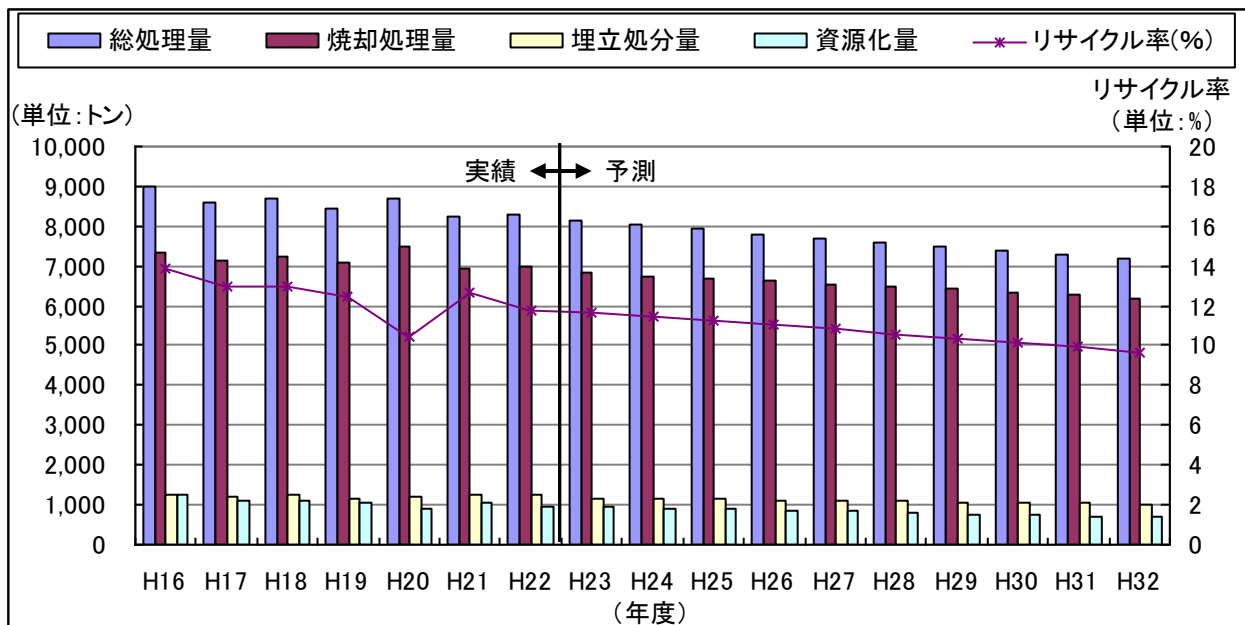
予測の結果、ごみ総排出量の減少に伴い、ごみ総処理量は減少するものと見込まれ、焼却処理量及び埋立処分量についても同様に減少する見込みです。

平成22年度と比較して平成32年度は、資源化量は約29.3%減少し、リサイクル率は11.8%から9.7%に低下する見込みとなっています。

<ごみ処理量の将来予測>

（単位：t）

年 度	総処理量				焼却処理量	埋立処分量	資源化量	リサイクル率(%)
	直接焼却	中間処理	直接資源化					
H16	8,991	7,234	1,449	308	7,322	1,250	1,251	13.9
H17	8,602	7,045	1,265	292	7,140	1,217	1,117	13.0
H18	8,681	7,082	1,299	301	7,232	1,277	1,122	12.9
H19	8,428	6,984	1,154	289	7,100	1,171	1,051	12.5
H20	8,692	7,390	1,089	214	7,497	1,219	908	10.4
H21	8,261	6,790	1,175	296	6,924	1,258	1,047	12.7
H22	8,300	6,828	1,198	274	6,976	1,249	979	11.8
H23	8,131	6,700	1,163	268	6,828	1,173	947	11.6
H24	8,024	6,635	1,127	262	6,759	1,157	919	11.4
H25	7,917	6,569	1,092	256	6,689	1,140	890	11.2
H26	7,810	6,503	1,057	250	6,620	1,123	862	11.0
H27	7,703	6,438	1,021	244	6,550	1,106	834	10.8
H28	7,597	6,372	986	238	6,480	1,090	805	10.6
H29	7,490	6,306	951	233	6,411	1,073	777	10.4
H30	7,383	6,240	916	227	6,341	1,056	749	10.1
H31	7,276	6,175	880	221	6,272	1,040	720	9.9
H32	7,169	6,109	845	215	6,202	1,023	692	9.7



3 ごみ処理費用の予測（排出抑制等の施策を実施しない場合）

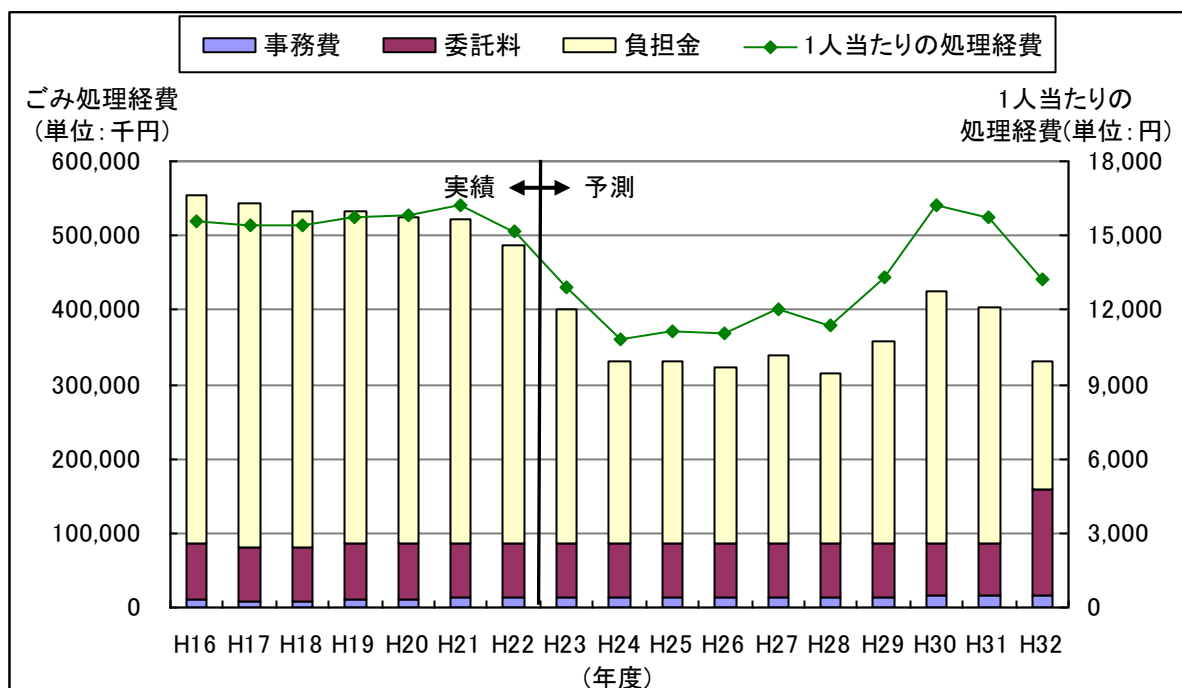
ごみの排出抑制等の施策を実施しない場合のごみ処理費用の将来予測は、以下のとおりです。

予測の結果、新規ごみ処理センターの建設により天草広域連合への負担金の増減はあるものの、概ね減少する傾向にあり、平成32年度の処理経費は330,030千円になる見込みです。

しかし、新規ごみ処理センターが稼働開始となる平成32年度においては、運搬距離の延長による収集運搬委託料が増大することが見込まれ、また、ごみ処理に係る天草広域連合への負担金の割合が不透明な状況であることから、今後も引き続き注視していく必要があります。

<ごみ処理費用の将来予測>

年度	事務費 (千円/年)	委託料 (千円/年)	負担金 (千円/年)	経費合計 (千円/年)	1人当たりの 処理経費 (円/人)
H16	11,373	74,337	468,133	553,843	15,568
H17	7,044	72,758	463,355	543,157	15,451
H18	7,245	73,331	451,693	532,269	15,450
H19	11,932	73,332	447,538	532,802	15,754
H20	11,896	73,234	440,594	525,724	15,850
H21	13,611	73,283	434,372	521,266	16,238
H22	13,779	73,332	399,077	486,188	15,191
H23	13,917	73,155	315,117	402,189	12,881
H24	14,056	72,978	242,653	329,687	10,823
H25	14,197	72,802	244,164	331,162	11,143
H26	14,338	72,625	234,619	321,582	11,091
H27	14,482	72,448	252,898	339,828	12,013
H28	14,627	72,271	227,426	314,324	11,389
H29	14,773	72,094	270,966	357,833	13,290
H30	14,921	71,917	339,353	426,191	16,224
H31	15,070	71,741	316,965	403,776	15,755
H32	15,221	143,128	171,682	330,030	13,200



第2節 生活排水処理に関する将来推計

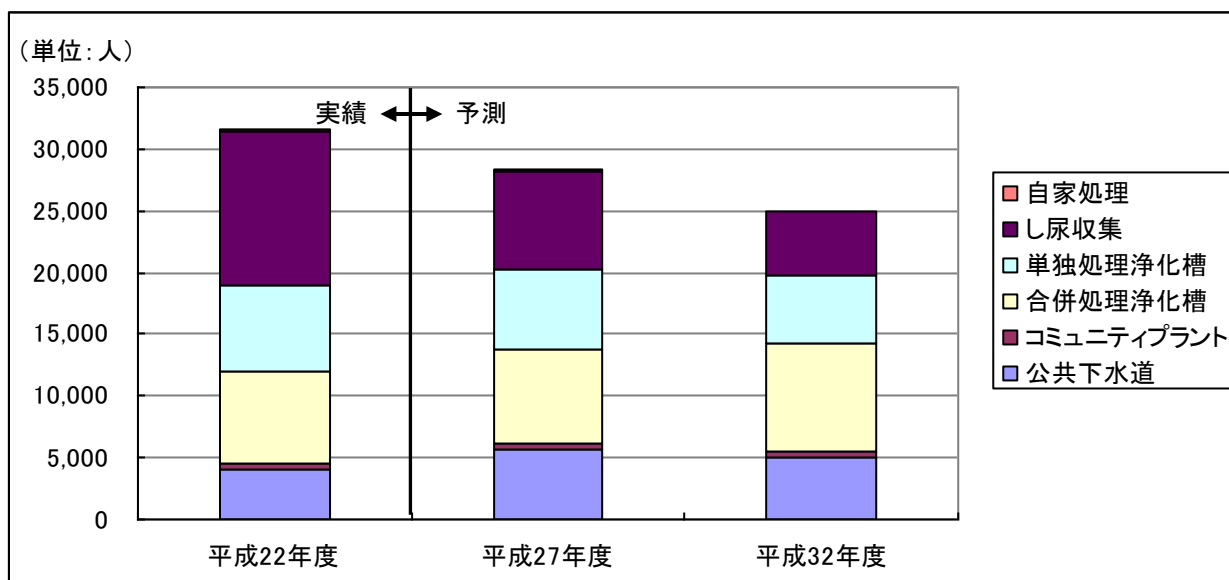
1 生活排水処理形態別人口の予測

生活排水処理形態別人口の将来予測は、以下のとおりです。

予測の結果、生活排水処理計画人口は、平成27年度で28,288人、平成32年度で25,003人になる見込みで、処理形態別にみると、し尿収集については大幅に減少し、公共下水道及び合併処理浄化槽に転換されると予測されます。

＜生活排水処理形態別人口の将来予測＞ (単位：人)

区 分	平成22年度	平成27年度	平成32年度
公共下水道	4,074	5,630	5,010
コミュニティプラント	526	510	442
合併処理浄化槽	7,380	7,640	8,750
単独処理浄化槽	7,030	6,550	5,536
し尿収集	12,395	7,878	5,235
自家処理	136	80	30
処理計画人口	31,541	28,288	25,003



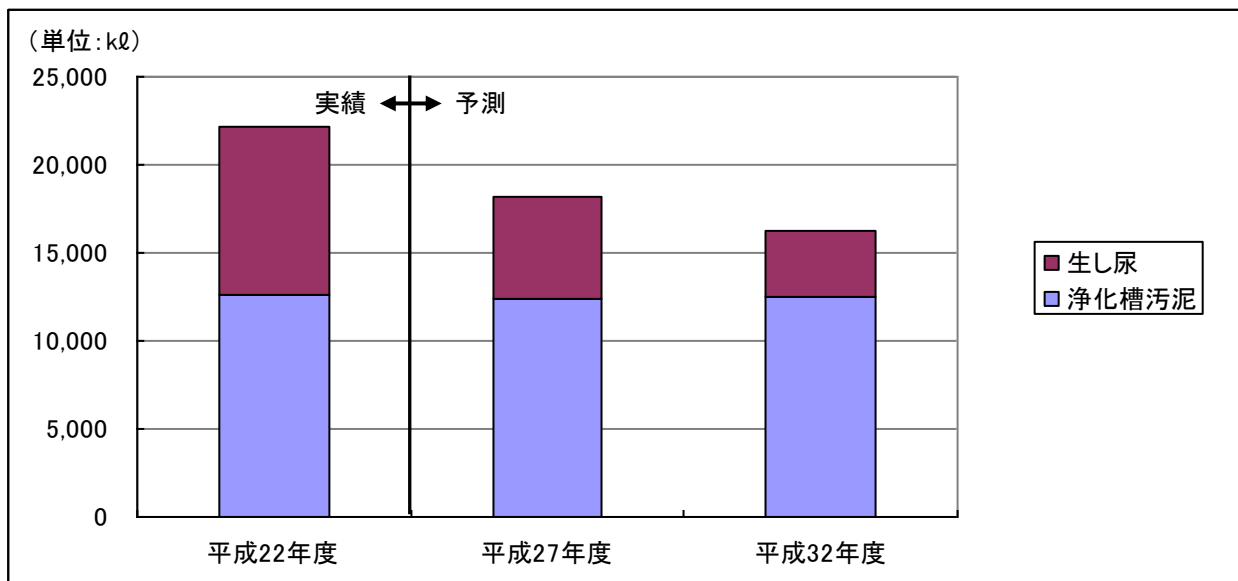
2 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測

し尿及び浄化槽汚泥排出量の予測は以下のとおりです。

予測の結果、平成27年度においては、生し尿が5,762kℓ、浄化槽汚泥が12,433kℓ、平成32年度においては、生し尿が3,829kℓ、浄化槽汚泥が12,457kℓと予測されます。

＜し尿及び浄化槽汚泥排出量の将来予測＞ （単位：kℓ）

区 分	平成22年度	平成27年度	平成32年度
生し尿	9,458	5,762	3,829
浄化槽汚泥	12,656	12,433	12,457
合 計	22,113	18,195	16,285



第4章 基本計画

第1節 ごみ処理編

1 基本方針

持続可能な社会を形成するためには、物質的な豊かさをもたらしてきたこれまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動を見直し、限りある資源を有効に活用する循環型社会を構築する必要があります。

そこで、上天草市のごみ処理における取組みの柱となる基本方針を次のとおり定め、上天草市環境基本計画の重点施策に掲げる『ごみを減らし、資源の循環型社会を目指すまちづくり』を目指します。

(1) ごみの減量とリサイクルの推進

発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rの取組みを促進し、限りある資源をできる限り有効に活用します。

(2) 適正かつ効率的なごみ処理体制の整備

ごみの収集運搬及び施設処理の過程における適正かつ効率的なごみ処理体制を確立し、不法投棄などの不適正処理等に関しては、関係機関と連携した対策を実施します。

2 基本施策

2つの基本方針ごとの基本的な施策を次のとおりとします。

(1) ごみの減量とリサイクルの推進

① 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の推進

現在の事業活動や消費行動を見直し、必要以上の生産、消費を行わないという環境に配慮した事業活動やライフスタイルを定着させ、ごみの発生そのものを抑制します。

② 再生利用（リサイクル）の推進

再生できるもの（紙類、衣類、びん、缶、プラスチック類など）は、資源としてリサイクルします。

③ 教育、啓発活動の充実

ごみの減量とリサイクルを推進するためには、市民、事業者及び市が協働して取り組んでいくことが重要であり、学校・地域における環境学習の実施や市民等による自主的な活動を支援し、積極的な情報提供などを行います。

(2) 適正かつ効率的なごみ処理体制の整備

① ごみ処理体制の適正化と効率化

収集運搬・中間処理・最終処分のあり方を検証し、新規ごみ処理センター建設に向けて民間事業者や天草広域連合などとの連携を図りながら、ごみ処理体制の適正化と効率化に努めます。

② 不適正処理に関する対策

不法投棄や野焼きなどの未然防止策の実施や地域などと連携した監視・通報体制の強化を図り、発生後は、現状回復等速やかに対応を行います。

③ その他ごみの処理に関し必要な事項

災害発生時の災害ごみや海岸漂着ごみに関しては、関係機関等との連携による回収及び処理体制を整備します。

3 数値目標

数値目標は、1人1日当たりのごみ排出量、リサイクル率の2つを指標とし、環境基本計画との整合を図り、以下のとおり設定します。

(1) 1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)

平成20年度 (実績値)	平成27年度		平成32年度	
	(予測値)	(目標値)	(予測値)	(目標値)
726	780	690	822	654

※平成32年度までに、1人1日当たりのごみ排出量平成20年度比10%削減

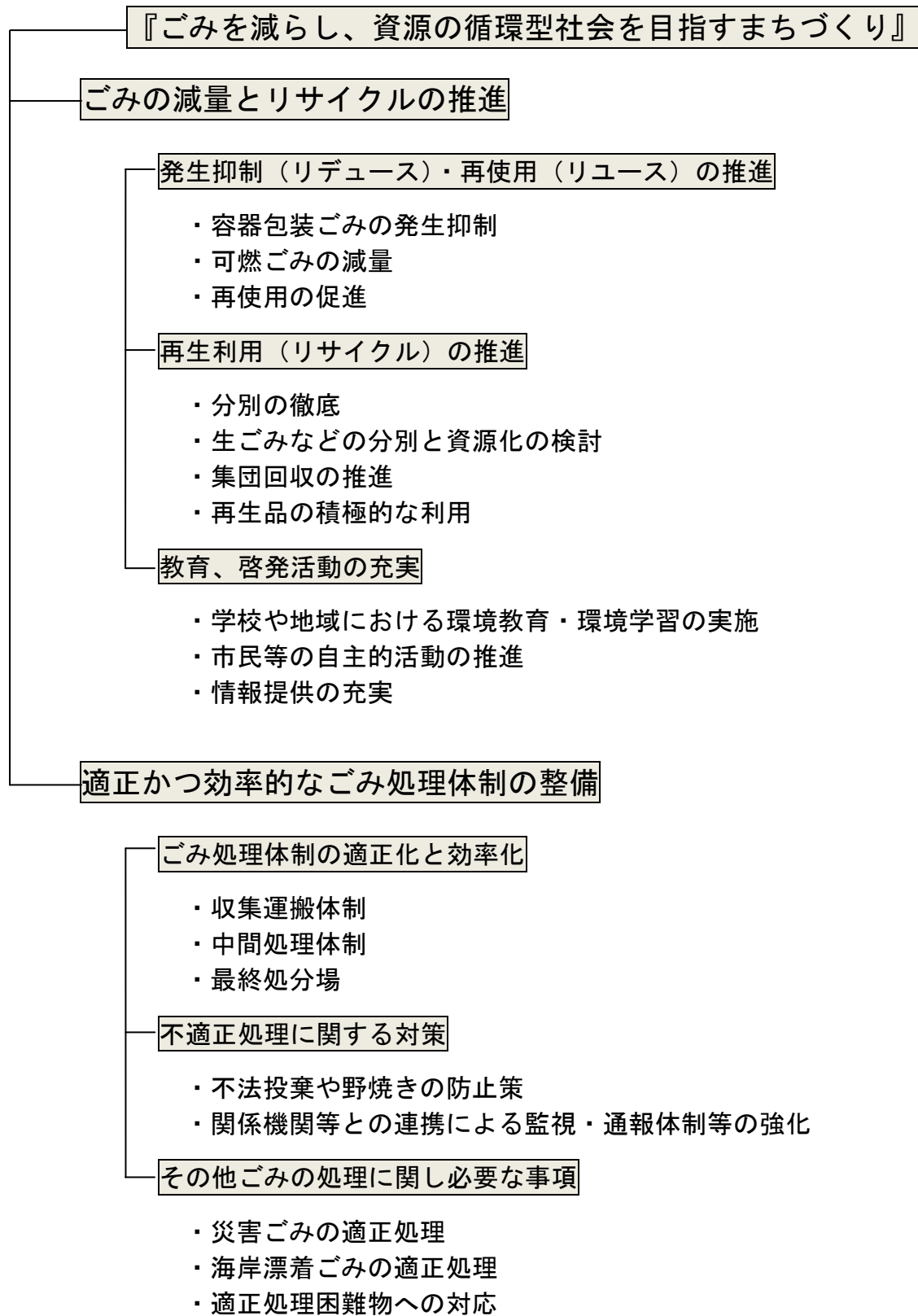
(2) リサイクル率 (%)

平成20年度 (実績値)	平成27年度		平成32年度	
	(予測値)	(目標値)	(予測値)	(目標値)
10.4	10.8	15	9.7	20

※平成32年度までに、リサイクル率20%達成

4 目標達成に向けた取組み

(1) 施策の体系



(2) 各主体の取組み

【ごみの減量とリサイクルの推進】

主 体	発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の推進
市 民	・ 買い物の際はマイバッグを持参し、過剰包装などは断ります。 ・ 無駄な買い物は止め、野菜などは極力裸売りのものを選ぶようにしてごみとなるものは購入しないなど、計画的な買い物を行います。 ・ 物は大切に長く使い、使い捨て商品の使用を抑制し、繰り返し使用できる詰替え商品などの選択、使用に努めます。 ・ 食材は使い切るようにして無駄を省き、食べ残しはなくすよう努めます。 ・ 家庭から出るごみは正しく分別し、可燃ごみの減量に努めます。 ・ 生ごみ処理機を活用した生ごみの堆肥化に努め、排出する場合には十分に水切りを行います。
事業者	・ レジ袋削減（マイバッグ）推進運動に積極的に参加し、レジ袋の削減を推進します。 ・ 排出者責任や拡大生産者責任があることを認識し、ごみの発生抑制と適正な分別に努めます。 ・ 包装の簡略化や食品トレイの使用が削減される販売方法を検討します。
市	（容器包装ごみの発生抑制） レジ袋削減（マイバッグ）推進運動などにより、買い物の際のレジ袋や過剰包装の辞退、使い捨て商品の使用の抑制等に関する啓発に取組みます。 （可燃ごみの減量） 紙類やプラスチック類、不燃物などの適正な分別による可燃ごみへの混入防止策を検討するとともに、水分を多く含む生ごみについては、発生の抑制や啓発による生ごみの水切りの励行、購入費補助の継続による家庭用生ごみ処理機等の導入を促進し、生ごみの集団処理への拡大に取組みます。 （再使用の促進） リサイクルショップやフリーマーケットなどに関する情報を紹介し、市民等の積極的な活用を促進します。

主 体	再生利用（リサイクル）の推進
市 民	・資源物は分別ルールやマナーを守って排出します。 ・生ごみ処理機などを活用した生ごみの堆肥化に努めます。 ・店舗などが行う資源物の店頭回収などに協力します。 ・家電リサイクル法対象の廃家電製品は、決められた方法で適正に処理し、パソコンや携帯電話などを処理する際は、再資源化する取組みに協力します。 ・再生利用品を積極的に利用します。
事業者	・容器や包装については、リサイクルしやすい商品（素材）のものを製造または使用します。 ・引き取った廃家電製品は適正に管理し、製造業者に引き渡します。 ・資源物の分別を徹底し、適正なリサイクルルートを確保します。 ・食品トレイや牛乳パックの店頭回収等を実施し、リサイクルに資する取組みを行います。 ・事務所から発生する紙ごみを分別し、古紙回収に回して資源化を図ります。 ・再生利用品を積極的に利用し、環境に配慮した製品を使用します。
市	（分別の徹底） 紙類やプラスチック類などの資源物が、可燃ごみの中に多く混入されていることから、分別の徹底について継続して啓発を行います。特に、事業者に対しては、事業ごみの適正な分別に関する指導を強化し、食品トレイや牛乳パックなどの店頭回収の取組みの実施について働きかけます。 （生ごみなどの分別と資源化の検討） 生ごみや廃食油の分別による資源化及び利活用、草木類の資源化に向けた堆肥化システムの構築の検討を行い、資源化の取組みを実施します。 （集団回収の推進） 現在、子供会や学校などで実施されている集団回収の状況を把握し、資源化及び自主的な実践活動の活性化を図るため、助成金などによる支援制度の検討を行います。 （再生品の積極的な利用） 再生品の積極的な利用などによるグリーン購入の推進を図ります。

主 体	教育、啓発活動の充実
市 民	・ ごみ問題に関心を持ち、ごみ問題の現状や対策に関する知識や理解を深めます。 ・ ごみ問題に関する学習会やイベント等に積極的に参加します。 ・ 地域の環境美化活動や清掃活動に積極的に参加します。
事業者	・ ごみ問題に関する教育により、従業員の意識向上を図り、ごみの減量と資源化に資する取組みの実践行動につなげます。 ・ ごみ問題に関する研修会やイベント等に積極的に参加します。 ・ 地域の環境美化活動や清掃活動に積極的に参加します。
市	(学校や地域における環境教育・環境学習の実施) 学校や地域におけるごみの減量や資源化に関する環境教育の実施を推進するとともに、出前講座や説明会の開催、イベント等の活用による学習機会の提供と内容の充実を図ります。 (市民等の自主的活動の推進) 市民等による環境美化活動や地域清掃活動などに対して支援するとともに、その取組内容を広く紹介します。また、ごみの減量や資源化に資する顕著な活動を行う個人及び団体に対しては、表彰を行います。 (情報提供の充実) 市広報媒体等を活用して、ごみ減量と資源化に関する情報を積極的に提供します。

【適正かつ効率的なごみ処理体制の整備】

主 体	ごみ処理施設の適正化と効率化
市 民	・市が実施する排出ルールに対する理解を深め、適正な収集運搬、中間処理及び最終処分の実施に協力します。 ・自らが利用する各地区のごみステーションの管理及び運営に率先して取り組みます。
事業者	・排出事業者は事業ごみの運搬について、自らが適正に行うか一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼します。 ・一般廃棄物収集運搬業許可業者は、市が直接収集しない事業ごみや一時多量ごみなどの収集運搬について、適正に実施する体制を整備します。
市	（収集運搬体制） 各地区が管理するステーションについては、雨水侵入防止策を実施し、水分の除去による可燃ごみの減量化を図ります。 家庭ごみの収集運搬においては、今後も引続き、ごみ分別の手引きや収集カレンダー等の作成及び周知により排出ルールの啓発等を行い、事業ごみの収集運搬においては、一般廃棄物収集運搬業許可業者と連携を図りながら、適正かつ効率的な実施に取り組みます。 新規ごみ処理センターの建設に向けては、収集運搬体制のあり方を検討し、ごみ処理経費の適正化が図られるよう努めます。 （中間処理体制） 松島地区清掃センターにおいては、ごみの減量や適正な分別による焼却処理量の削減により、運営の効率化と施設の延命化を図ります。 新規ごみ処理センターの建設に向けては、天草広域連合等との連携を強化し、適切な建設計画と運営の効率化が図られるよう努めます。 （最終処分場） ごみを適正に処理し、埋立処分量を最小化することで、最終処分量の削減による施設の延命化を図ります。

主 体	不適正処理に関する対策
市 民 事業者	・法令やごみ出しルールを守り、ごみを適正に排出し、ごみをみだりに捨てたり、燃やしたりしません。 ・市への通報などにより、不法投棄や野焼きの防止に協力します。
市	(不法投棄や野焼きの防止策) 看板の設置や市広報媒体を活用した啓発、環境パトロールの実施により、不法投棄（ポイ捨ても含む）や野焼きなどの不適正処理の未然防止や早期発見に努めます。 (関係機関等との連携による監視・通報体制等の強化) 地域や県及び警察などの関係機関と連携した監視・通報体制の強化を図り、発生後は、現状回復等速やかな対応に努めます。

主 体	その他ごみの処理に関し必要な事項
市 民 事業者	・廃棄物処理関係の団体は、災害の発生に備え、災害ごみの処理について協力する体制を整えます。 ・排出禁止物や特別管理一般廃棄物などの処理が困難なごみについては、専門の処理業者等に依頼して適正に処理を行います。
市	(災害ごみの適正処理) 上天草市地域防災計画を踏まえ、地震や台風などの大規模な災害時に発生する災害ごみの適正な処理について検討するとともに、国、県、周辺自治体や産業廃棄物協会などの関係機関との連携による迅速かつ円滑な適正処理を行うための体制を整備します。 (海岸漂着ごみの適正処理) 海岸域に漂着したごみについては、海岸管理者や関係機関等と連携した回収及び適正な処理を実施します。 (適正処理困難物への対応) 排出禁止物や特別管理一般廃棄物などの処理が困難なごみについては、排出者自らが専門の処理業者等に依頼して処理するよう指導を行います。

第2節 生活排水処理編

1 基本方針

現在の生活排水処理は、公共下水道、コミュニティプラントや合併処理浄化槽により行われており、これらは、公共用水域の水質保全を図るうえで不可欠であることから、生活排水対策の必要性と水環境の重要性については、今後より一層の啓発を推進しなければなりません。

そこで、上天草市における生活排水処理の基本方針を次のとおり定め、『豊かな水環境の実現』を目指します。

(1) 公共下水道による生活排水の適正処理の推進

公共下水道認可区域内では、公共下水道接続人口の増加を図ります。

(2) 合併処理浄化槽による生活雑排水の適正処理の推進

公共下水道区域外の地域においては、合併処理浄化槽の設置を促進します。

(3) 安定した収集運搬、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進

し尿及び浄化槽汚泥の安定した収集運搬体制を継続するとともに、効率的な収集運搬を推進します。

2 基本施策

3つの基本方針に沿った基本的な施策を次のとおりとします。

(1) 公共下水道の普及

公衆衛生の向上と水質保全のため、公共下水道施設の整備と公共下水道への接続を促進します。

(2) 合併処理浄化槽の普及

公共下水道区域外においては、合併処理浄化槽設置の推進並びに単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進を図ります。

(3) し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

し尿、浄化槽汚泥量の変化に対応した収集運搬計画により、し尿処理施設の適正な維持・管理を行います。

(4) 浄化槽の適正管理の啓発

浄化槽の清掃と保守点検及び法定検査の実施について啓発します。

3 数値目標

数値目標は、生活排水処理率を指標とし、以下のとおり設定します。

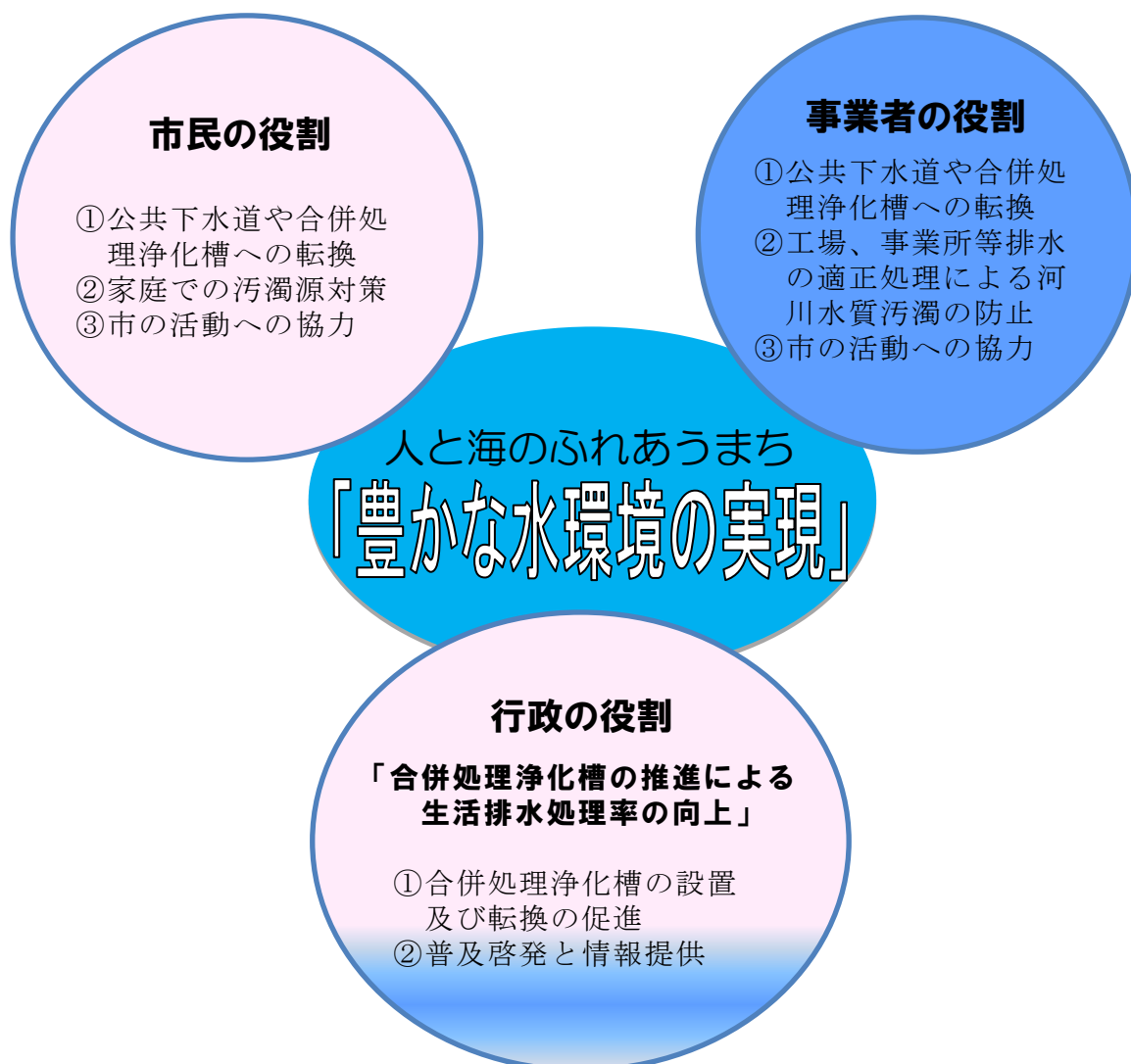
○生活排水処理率（％）

平成22年度 (実績値)	平成27年度 (目標値)	平成32年度 (目標値)
38.0	48.7	56.8

※平成32年度までに、生活排水処理率56.8％達成

4 目標達成に向けた取組み

「豊かな水環境の実現」を目指すためには、生活排水や工場、事業所等からの排水による河川の水質汚濁の防止や生活環境の悪化を防ぐことが求められています。そのためには、市民、事業者及び行政の三者がそれぞれの役割を果たし、理解し合いながら協力していく必要があります。



(1) 公共下水道への加入促進

公共下水道整備済み区域においては、接続率100%を目指し、未接続者への指導及び啓発により加入を促進します。

(2) 合併処理浄化槽の整備促進

合併処理浄化槽の必要性に対する意識を高めることにより、建築物の新築及び改築時等における合併処理浄化槽の設置を促進します。

さらに、補助制度の継続並びに見直し等の検討を進め、合併処理浄化槽の整備を促進します。

(3) 収集運搬体制の確立

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬については、年度ごとに定める一般廃棄物処理実施計画に基づき、適正かつ効率的な収集運搬を行います。

(4) 施設の適切な維持管理

- ① 下水道終末処理場、コミュニティプラントにおいては、適切な維持・管理を継続し、延命化に努めるものとします。
- ② 合併処理浄化槽においては、その浄化能力が正常に発揮されるよう定期的な清掃や保守点検及び法定検査による適正管理を呼びかけます。

(5) 学校や地域における環境教育・環境学習の推進

教育機関等と連携した環境教育・環境学習を行う機会の提供や内容の充実を図ります。

(6) 情報提供の充実

市のホームページや広報上天草を活用した生活排水処理に関する情報の提供を積極的に行います。

第3節 計画の推進と管理

1 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、市民、事業者及び市の協働により、市を挙げて取り組んでいくことが重要です。

特に、一般廃棄物処理の問題については、市民生活と密接に関わっていることから、各主体がそれぞれの持つ役割と責任を認識し、日常生活や事業活動での環境に配慮した取組みの実践をはじめ、地域などにおける自主的活動の促進を図っていく必要があります。

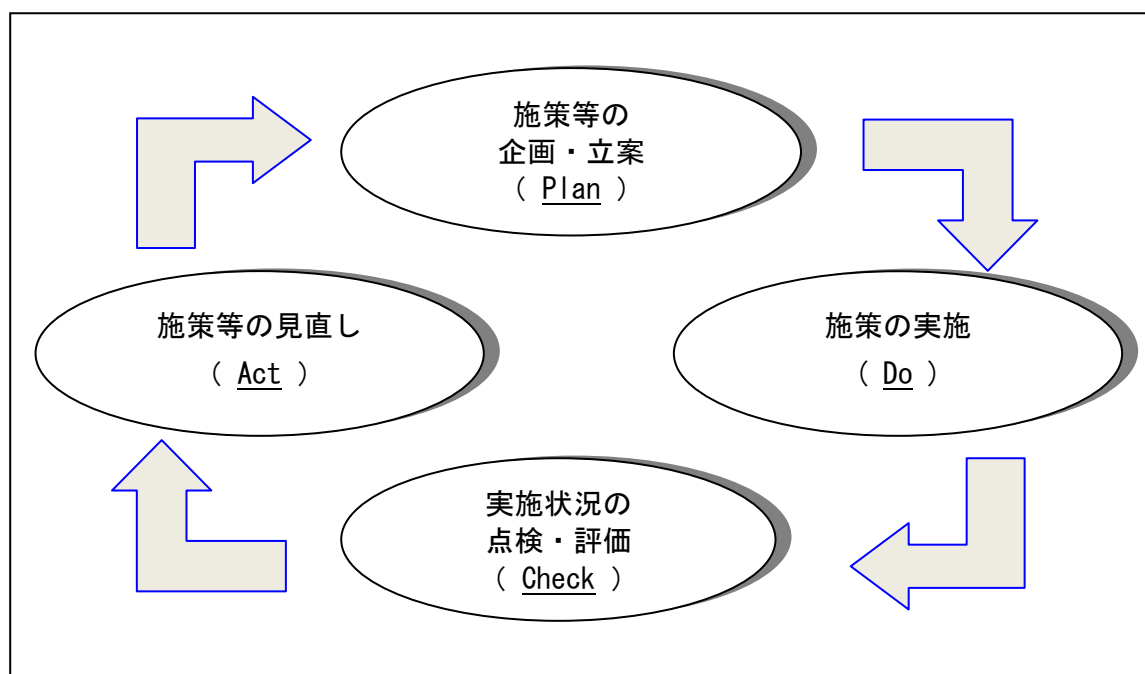
したがって、市では、環境教育の実施や自主的な活動などに対する支援等を行いながら、市民等による取組みを活性化し、計画を着実に推進するための体制づくりに積極的に取り組むものとし、さらに、年度ごとに策定する「一般廃棄物処理実施計画」に基づき、目標を達成するための具体的な施策を実施していきます。

2 計画の進行管理

本計画の実効性を高めるために、下の図のようなPDCAサイクルの考え方に則し、年度ごとに点検及び評価を行いながら、目標達成に向けた施策等の継続的な改善を実施します。

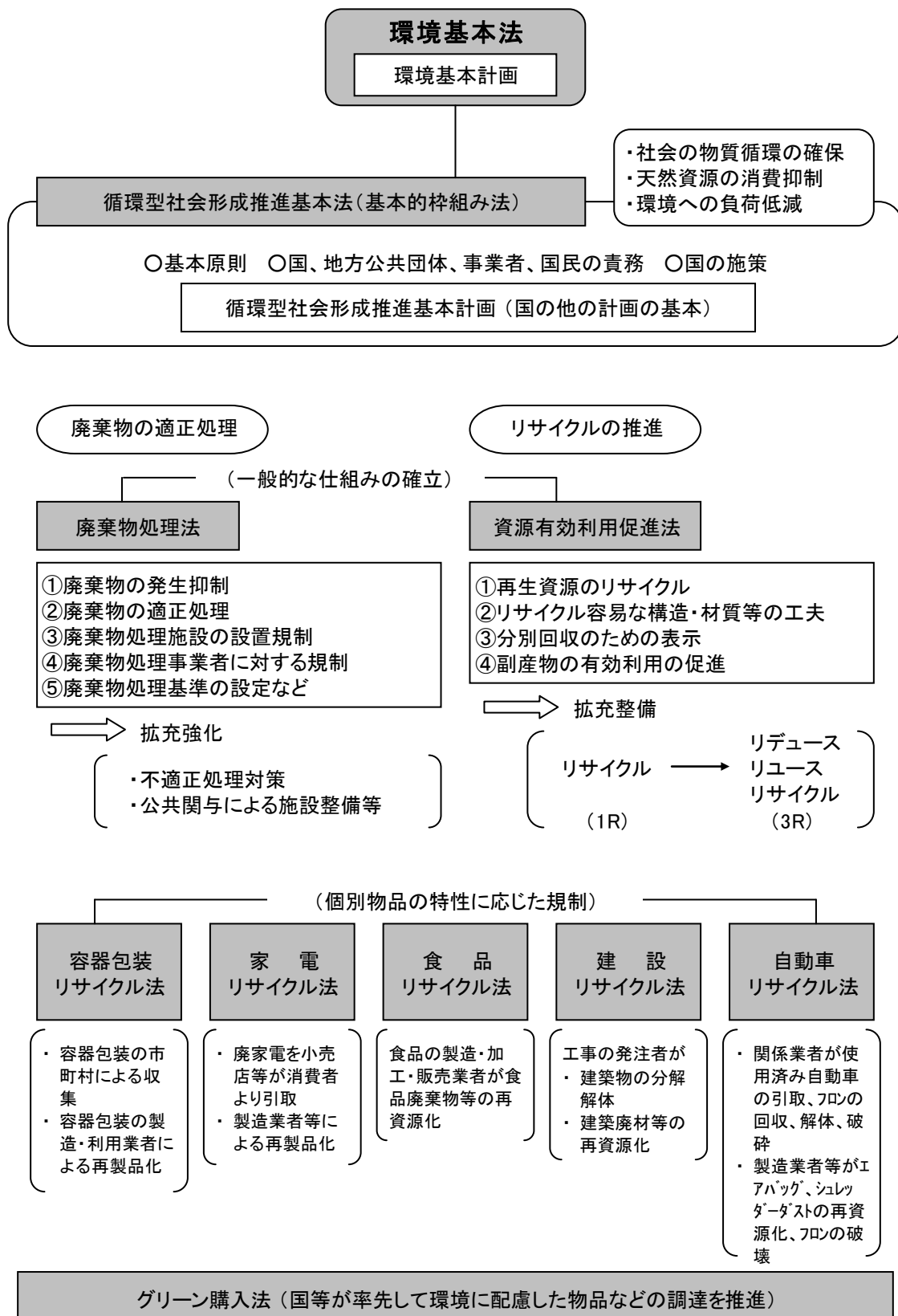
また、計画の進行状況については、毎年度、環境審議会に報告するとともに、ホームページなどで公表し、環境審議会などの意見を踏まえたうえで、施策の改善や計画内容の見直しを行います。

<継続的な施策等の改善の推進>



■ 参考資料

1 循環型社会形成の推進のための施策体系



2 上天草市環境基本計画（平成23年3月策定）の概要

（１）対象期間

平成23年度～32年度

（２）内容

上天草市環境基本条例に基づき、「人と海がふれあう環境にやさしいまち上天草市」の実現に向け、5つの環境目標を設定し、環境の保全及び創造に関する基本的な計画として具体的な施策の方向性を示しています。

一般廃棄物については、第4章基本計画で「生活環境の保全及び創造」、「循環型社会の構築」に関して具体的な施策の方向性を示しており、特に、本市で取り組むべき課題を重点施策として、「美しい海を保全するまちづくり」と「ごみを減らし、資源の循環型社会を目指すまちづくり」を設定しています。

主な取り組みについては以下のとおりです。

<美しい海を保全するまちづくり>

- ① 水質の監視による状況の把握
- ② 生活排水対策の推進
- ③ 森林などの整備
- ④ 環境美化・保全活動の推進
- ⑤ 国、県及び近隣市町村との連携

<ごみを減らし、資源の循環型社会を目指すまちづくり>

- ① 発生抑制・再使用の促進
- ② リサイクルの推進
- ③ 適正処理の推進

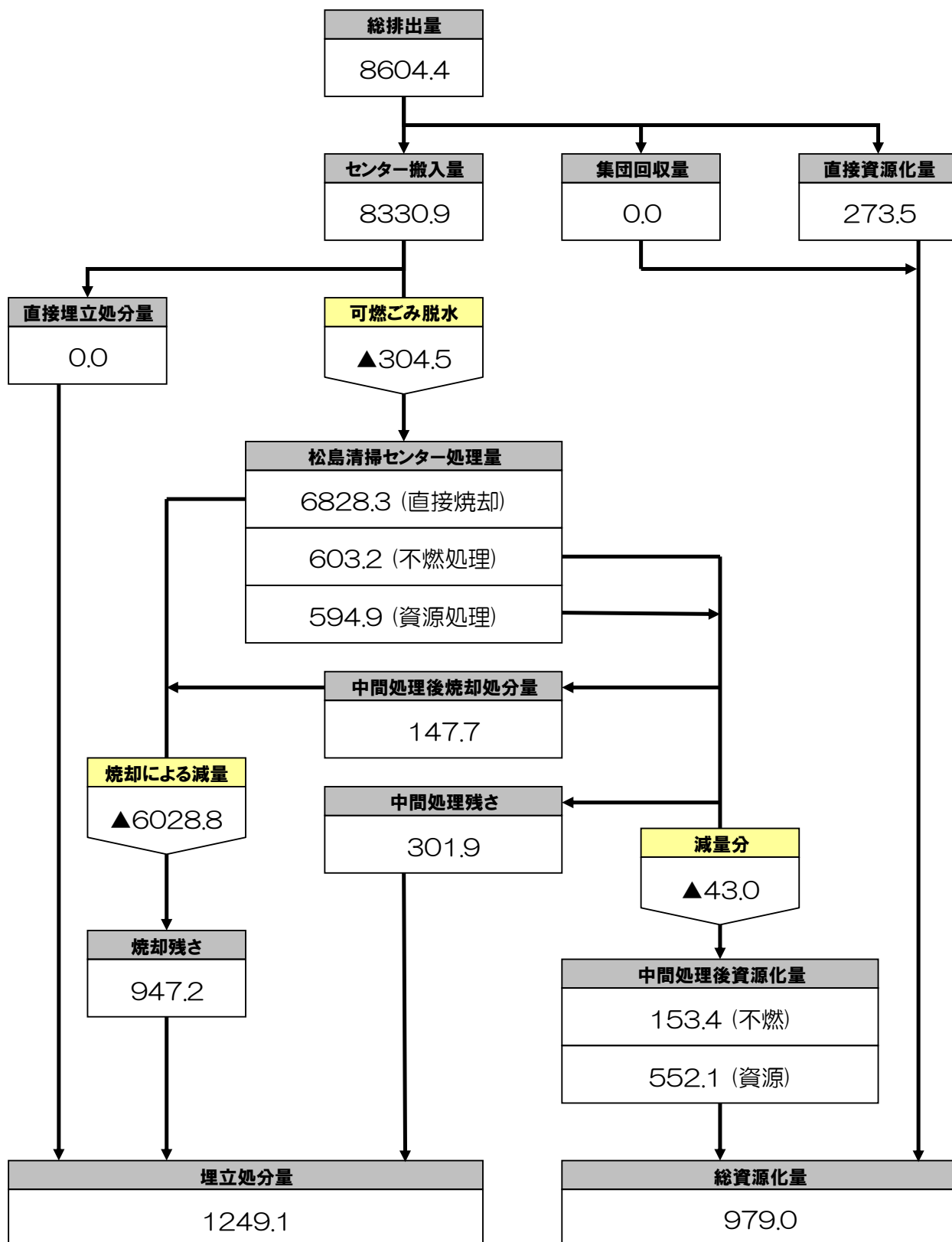
3 廃棄物の種類

廃 棄 物 の 種 類		
一般廃棄物	家庭系一般廃棄物	産業廃棄物及び特別管理一般廃棄物以外の家庭から排出される廃棄物
	事業系一般廃棄物	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物以外の事業所から排出される廃棄物
	特別管理一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物のうち、感染や汚染、爆発などの危険性があるもの
産業廃棄物	産業廃棄物	事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、燃え殻・汚泥など法で定める20種類のもの及び輸入された廃棄物
	特別管理産業廃棄物	産業廃棄物のうち、感染や汚染、爆発などの危険性があるもの

4 平成22年度ごみ処理フロー

■ごみ処理のフロー(平成22年度)

(単位: t)



5 計画の策定に係る経緯

平成23年6月15日	○庁内調整 ※計画策定に関する基本的事項の協議
7月15日～8月1日	○上天草市一般廃棄物処理基本計画策定に関するアンケート調査（意見聴取） ※対象：177行政区長
8月15日	○庁内調整 ※計画の構成及びスケジュールに関する協議
9月15日	○第6回上天草市環境審議会 ※市長から上天草市環境審議会会長へ諮問、一般廃棄物処理の現状と課題、計画の策定（案）、計画書（案）について
11月10日～22日	○庁内調整 ※意見調整及び概要版（案）の作成に関する協議
11月24日	○第7回上天草市環境審議会 ※概要版（案）、パブリック・コメント手続、市長への答申案、計画書（案）について
11月25日～30日	○庁内調整 ※計画書（案）及び概要版（案）の修正に関する協議、意見調整
12月2日～22日	○計画書（案）に関する意見提出（パブリック・コメント）手続実施 ※実施結果及び市の考え方の公表（平成24年1月6日）
平成24年1月13日	○庁内調整 ※計画書（案）及びスケジュールに関する協議
1月20日	○第8回上天草市環境審議会 ※計画書（案）の確認及び調整、概要版（案）について
2月22日	○第9回上天草市環境審議会 ※上天草市環境審議会会長から市長へ答申
3月8日	○市議会総務常任委員会報告



上天草市一般廃棄物処理基本計画

平成 24 年 3 月

発行 上天草市市民生活部環境衛生課

〒869-3692 熊本県上天草市大矢野町上 1514 番地
TEL 0964-56-1111 FAX 0964-56-5107